

令和元年 8 月 7 日

午前 9 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 7 月行事報告

第 5 議 案

第47号議案 令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかわる点検及び評価について

第48号議案 令和2年度使用島原市立小学校教科書の採択について

第49号議案 令和2年度使用島原市立中学校教科書の採択について

第50号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

第51号議案 島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第52号議案 島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

第53号議案 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第54号議案 島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

第55号議案 島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第56号議案 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

第57号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則

第58号議案 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

第59号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

第60号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則

第61号議案 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

第62号議案 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則

第63号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則

第64号議案 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則

第65号議案 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則

第66号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

第67号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則

第68号議案 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第69号議案 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第70号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則

第71号議案 議会の議決を経るべき議案(平成31年度一般会計補正予算第2号)

【 追 加 議 案 】

第72号議案 令和元年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

第73号議案 令和元年度ふるさとにもどってこね奨学金奨学生の決定について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報 告 事 項

① 8 月 行 事 予 定 表

② 島原市立小・中学校防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準について

(2) そ の 他

島 原 市 教 育 委 員 会 議 案 集

- 第47号議案 令和元年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について
- 第48号議案 令和2年度使用島原市立小学校教科書の採択について
- 第49号議案 令和2年度使用島原市立中学校教科書の採択について
- 第50号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について
- 第51号議案 島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第52号議案 島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則
- 第53号議案 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第54号議案 島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第55号議案 島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第56号議案 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則
- 第57号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第58号議案 島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則
- 第59号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第60号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第61号議案 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則
- 第62号議案 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則
- 第63号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第64号議案 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第65号議案 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第66号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第67号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第68号議案 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第69号議案 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 第70号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第71号議案 議会の議決を経るべき議案(平成31年度一般会計補正予算第2号)

令和元年8月6日 定例会

第 4 7 号議案

令和元年度（平成 3 0 度事業分）教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

令和元年度（平成 3 0 年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況にかかる点検及び評価については、別紙報告書のとおりとす
る。

令和元年 8 月 6 日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、平
成 3 0 年度中の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につ
いて自己点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ市議会に提出し、
公表するものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第 48 号議案

令和 2 年度使用島原市立小学校教科書採択について

令和 2 年度使用島原市立小学校教科書採択について議決を求める。

令和元年 8 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 12 条、13 条第 5 項の規定により、令和 2 年度使用島原市立小学校教科書採択について提出するものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（採択地区）

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育書学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

第4項 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第17条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

第5項 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第 4 9 号議案

令和 2 年度使用島原市立中学校教科書採択について

令和 2 年度使用島原市立中学校教科書採択について議決を求める。

令和元年 8 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 2 条、1 3 条第 5 項の規定により、令和 2 年度使用島原市立中学校教科書採択について提出するものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋）

（採択地区）

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育書学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

第4項 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第17条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

第5項 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第 5 0 号議案

島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

島原市少年センター運営協議会委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	住 所（職場等）	年 齢	年 数	備 考
片 山 真 子	島原市栄町8678番地	4 0	0	交通安全母の会代表

（任期：令和元年8月6日から令和2年6月30日）

令和元年 8 月 6 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

委員 1 4 名のうち 1 名が異動等により欠けたため、島原市少年センター運営協議会条例第 3 条の規定により、補欠委員として任命しようとするものである。

(参考)

島原市少年センター運営協議会条例（抄）

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 市職員 1人

(3) 青少年関係機関の職員 7人以内

3 前項第1号につき委嘱された委員の任期は、2年とする。

4 その職にあるため委員になった者の任期は、その在職期間中とする。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(参考)

島原市少年センター運営協議会委員名簿

氏 名	住 所（職場等）	年 齢	年 数	備 考
北田 義久	洗切町丙1427番地17	6 2	0	三会地区青少年健全育成協議会会長
長田 和久	山寺町丙843番地2	6 0	4	杉谷地区青少年健全育成協議会会長
本多 美博	桜門町1730番地1	5 6	5	森岳地区青少年健全育成協議会会長
森脇 久夫	高島二丁目7208番地8	5 6	0	霊丘地区青少年健全育成協議会会長
友永 峰昭	新山四丁目8841番地1	6 9	1	白山地区青少年健全育成協議会会長
大場 安廣	新湊一丁目20番地	6 9	7	安中地区青少年健全育成協議会会長
宮崎 善金	有明町大三東丁424番地	7 3	1 3	有明地区青少年育成会議会長
平山 慎一	島原市教育委員会	5 8	0	教育次長
川島 健	島原警察署	4 2	0	生活安全課長
柴田 浩明	大三東小学校校長	5 8	0	島原市校長会代表
蒲川 俊浩	島原工業高等学校校長	5 9	0	島原地区学校警察連絡協議会会長
上田すず子	南下川尻町10番地	6 4	4	島原市少年センター少年補導委員協議会会長
<u>片山 真子</u>	<u>栄町8678番地</u>	<u>4 0</u>	<u>0</u>	<u>島原市交通安全母の会代表</u>
小松 逸子	崩山町6897番地1	6 4	1	島原市主任児童委員代表

(任期：平成30年7月3日から令和2年6月30日まで)

第 5 1 号議案

島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱（平成 2 7 年教育委員会告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とする。

第 2 条第 2 項第 2 号中「及び擁壁、門、柵、塀等の外構工事」を「の改修（建物本体にトイレが設置されていない場合のトイレ改修を除く。）」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

（3） 擁壁、門、柵、塀等の外構工事

附 則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

令和元年 8 月 6 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

自治公民館の建設事業補助金について、トイレ改修に係る補助の対象を明確にするため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
（補助対象事業） 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、町内会等が行う次の各号に掲げる事業で、当該年度中に完了するものに限るものとする。 （1）自治公民館の新築、増築及び改築 （2）自治公民館の改修で、利用の円滑化と促進を目的に行う改修で別表1に掲げる工事及び自然災害による建物本体の復旧のために行う改修で市長が特別に認めるものに限る。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事等は補助対象外とする。 （1）老朽化に伴い維持補修を目的として行う改修 （2）別棟の建物の改修（建物本体にトイレが設置されていない場合のトイレ改修を除く。） （3）擁壁、門、柵、塀等の外構工事 （4）前項の補助事業を実施後10年を経過していない建物の工事。ただし、自然災害による建物本体の復旧の場合を除く。	（補助対象事業） 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、町内会等が行う次の各号に掲げる事業で、当該年度中に完了するものに限るものとする。 （1）自治公民館の新築、増築及び改築 （2）自治公民館の改修で、利用の円滑化と促進を目的に行う改修で別表1に掲げる工事及び自然災害による建物本体の復旧のために行う改修で市長が特別に認めるものに限る。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事等は補助対象外とする。 （1）老朽化に伴い維持補修を目的として行う改修 （2）別棟の建物及び擁壁、門、柵、塀等の外構工事 （3）前項の補助事業を実施後10年を経過していない建物の工事。ただし、自然災害による建物本体の復旧の場合を除く。	

第 5 2 号議案

島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

島原市立学校施設設備の使用に関する規則（昭和58年4月1日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

体育館等の電気料金一覧表

学校名	1 時間当たり
島原市立第一小学校	170 円
島原市立第二小学校	170 円
島原市立第三小学校	200 円
島原市立第四小学校	230 円
島原市立第五小学校	170 円
島原市立三会小学校	130 円
島原市立大三東小学校	220 円
島原市立高野小学校	220 円
島原市立湯江小学校	220 円
島原市立第一中学校	200 円
島原市立第二中学校	290 円
島原市立第三中学校	170 円
島原市立三会中学校	170 円

島原市立有明中学校	220 円
島原市立有明中学校テニスコート夜間照明 (1 面につき)	220 円
島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140 円
島原市立第一中学校陶芸用電気釜	320 円

使用時間 1 時間未満は 1 時間の料金とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市立学校施設設備の使用に関する規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立学校施設設備の使用に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料																																																																								
○島原市立学校施設設備の使用に関する規則 昭和58年4月1日教育委員会規則第1号 別表（第8条関係） 体育館等の電気料金一覧表	○島原市立学校施設設備の使用に関する規則 昭和58年4月1日教育委員会規則第1号 別表（第8条関係） 体育館等の電気料金一覧表	【別表の内容】 区分ごとの1時間あたりの使用料を規定したものの。 【別表の改正内容】 消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改正するものの。																																																																								
<table><tr><th>学校名</th><th>1時間当たり</th></tr><tr><td>島原市立第一小学校</td><td>170円</td></tr><tr><td>島原市立第二小学校</td><td>170円</td></tr><tr><td>島原市立第三小学校</td><td>200円</td></tr><tr><td>島原市立第四小学校</td><td>230円</td></tr><tr><td>島原市立第五小学校</td><td>170円</td></tr><tr><td>島原市立三会小学校</td><td>130円</td></tr><tr><td>島原市立大三東小学校</td><td>220円</td></tr><tr><td>島原市立高野小学校</td><td>220円</td></tr><tr><td>島原市立湯江小学校</td><td>220円</td></tr><tr><td>島原市立第一中学校</td><td>200円</td></tr><tr><td>島原市立第二中学校</td><td>290円</td></tr><tr><td>島原市立第三中学校</td><td>170円</td></tr><tr><td>島原市立三会中学校</td><td>170円</td></tr><tr><td>島原市立有明中学校</td><td>220円</td></tr><tr><td>島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）</td><td>220円</td></tr><tr><td>島原市立第五小学校陶芸用電気釜</td><td>140円</td></tr><tr><td>島原市立第一中学校陶芸用電気釜</td><td>320円</td></tr></table>	学校名		1時間当たり	島原市立第一小学校	170円	島原市立第二小学校	170円	島原市立第三小学校	200円	島原市立第四小学校	230円	島原市立第五小学校	170円	島原市立三会小学校	130円	島原市立大三東小学校	220円	島原市立高野小学校	220円	島原市立湯江小学校	220円	島原市立第一中学校	200円	島原市立第二中学校	290円	島原市立第三中学校	170円	島原市立三会中学校	170円	島原市立有明中学校	220円	島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）	220円	島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140円	島原市立第一中学校陶芸用電気釜	320円	<table><tr><th>学校名</th><th>1時間当たり</th></tr><tr><td>島原市立第一小学校</td><td>170円</td></tr><tr><td>島原市立第二小学校</td><td>170</td></tr><tr><td>島原市立第三小学校</td><td>200</td></tr><tr><td>島原市立第四小学校</td><td>230</td></tr><tr><td>島原市立第五小学校</td><td>170</td></tr><tr><td>島原市立三会小学校</td><td>130</td></tr><tr><td>島原市立大三東小学校</td><td>220</td></tr><tr><td>島原市立高野小学校</td><td>220</td></tr><tr><td>島原市立湯江小学校</td><td>220</td></tr><tr><td>島原市立第一中学校</td><td>200</td></tr><tr><td>島原市立第二中学校</td><td>280</td></tr><tr><td>島原市立第三中学校</td><td>170</td></tr><tr><td>島原市立三会中学校</td><td>170</td></tr><tr><td>島原市立有明中学校</td><td>220</td></tr><tr><td>島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）</td><td>220</td></tr><tr><td>島原市立第五小学校陶芸用電気釜</td><td>140</td></tr><tr><td>島原市立第一中学校陶芸用電気釜</td><td>310</td></tr></table>	学校名	1時間当たり	島原市立第一小学校	170円	島原市立第二小学校	170	島原市立第三小学校	200	島原市立第四小学校	230	島原市立第五小学校	170	島原市立三会小学校	130	島原市立大三東小学校	220	島原市立高野小学校	220	島原市立湯江小学校	220	島原市立第一中学校	200	島原市立第二中学校	280	島原市立第三中学校	170	島原市立三会中学校	170	島原市立有明中学校	220	島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）	220	島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140	島原市立第一中学校陶芸用電気釜	310
学校名	1時間当たり																																																																									
島原市立第一小学校	170円																																																																									
島原市立第二小学校	170円																																																																									
島原市立第三小学校	200円																																																																									
島原市立第四小学校	230円																																																																									
島原市立第五小学校	170円																																																																									
島原市立三会小学校	130円																																																																									
島原市立大三東小学校	220円																																																																									
島原市立高野小学校	220円																																																																									
島原市立湯江小学校	220円																																																																									
島原市立第一中学校	200円																																																																									
島原市立第二中学校	290円																																																																									
島原市立第三中学校	170円																																																																									
島原市立三会中学校	170円																																																																									
島原市立有明中学校	220円																																																																									
島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）	220円																																																																									
島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140円																																																																									
島原市立第一中学校陶芸用電気釜	320円																																																																									
学校名	1時間当たり																																																																									
島原市立第一小学校	170円																																																																									
島原市立第二小学校	170																																																																									
島原市立第三小学校	200																																																																									
島原市立第四小学校	230																																																																									
島原市立第五小学校	170																																																																									
島原市立三会小学校	130																																																																									
島原市立大三東小学校	220																																																																									
島原市立高野小学校	220																																																																									
島原市立湯江小学校	220																																																																									
島原市立第一中学校	200																																																																									
島原市立第二中学校	280																																																																									
島原市立第三中学校	170																																																																									
島原市立三会中学校	170																																																																									
島原市立有明中学校	220																																																																									
島原市立有明中学校テニスコート夜間照明（1面につき）	220																																																																									
島原市立第五小学校陶芸用電気釜	140																																																																									
島原市立第一中学校陶芸用電気釜	310																																																																									
使用時間1時間未満は1時間の料金とする。																																																																										

第 5 3 号議案

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則(昭和 5 1 年教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 3. 特別の設備の表を次のように改める。

区分	単位	金額
複写機	1 枚片面	白黒 10円
		カラー 100円
印刷機	原紙作成 1 枚	50円
	印刷 1 枚	2 円 (ただし、用紙持ち込みのときは 1 円)
拡大印刷機	1 メートル	120円
陶芸窯	1 キロワット	18円
備考		
1 拡大印刷は、長さが 1 メートル未満であるとき、又は長さに 1 メートル未満の端数があるときは、1 0 センチメートル毎に 1 2 円を加算する。この場合において、1 0 センチメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算するものとする。 2 陶芸窯の実費相当額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う料金改定及び所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料																																				
島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則 別表第1（第9条関係） 1及び2 略 3. 特別の設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複写機</td><td rowspan="2">1枚片面</td><td>白黒 10円</td></tr> <tr> <td>カラー 100円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">印刷機</td><td>原紙作成1枚</td><td>50円</td></tr> <tr> <td>印刷1枚</td><td>2円（ただし、用紙持ち込みのときは1円）</td></tr> <tr> <td>拡大印刷機</td><td>1メートル</td><td>120円</td></tr> <tr> <td>陶芸窯</td><td>1キロワット</td><td>18円</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 拡大印刷は、長さが1メートル未満であるとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは、<u>10センチメートル毎に12円を加算する。</u> <u>この場合において、10センチメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算するものとする。</u> 2 陶芸窯の実費相当額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	区分	単位	金額	複写機	1枚片面	白黒 10円	カラー 100円	印刷機	原紙作成1枚	50円	印刷1枚	2円（ただし、用紙持ち込みのときは1円）	拡大印刷機	1メートル	120円	陶芸窯	1キロワット	18円	島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則 別表第1（第9条関係） 1及び2 略 3. 特別の設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複写機</td><td rowspan="2">1枚片面</td><td>白黒 10円</td></tr> <tr> <td>カラー 100円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">印刷機</td><td>原紙作成1枚</td><td>50円</td></tr> <tr> <td>印刷1枚</td><td>2円（ただし、用紙持ち込みのときは1円）</td></tr> <tr> <td>拡大印刷機</td><td>1メートル</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>陶芸窯</td><td>1キロワット</td><td>17円</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 拡大印刷は、長さが1メートル未満であるとき、又は長さに1メートル未満の端数があるときは、<u>その長さは1メートルとして計算するものとする。</u> 2 陶芸窯の実費相当額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	区分	単位	金額	複写機	1枚片面	白黒 10円	カラー 100円	印刷機	原紙作成1枚	50円	印刷1枚	2円（ただし、用紙持ち込みのときは1円）	拡大印刷機	1メートル	100円	陶芸窯	1キロワット	17円	【別表第1の内容】 冷暖房設備、ガス、特別の設備の料金を規定したもの。 【拡大印刷機の使用料改定】 拡大印刷機については、1メートル当たり実費相当額の120円に増額する。 また、端数分についても10センチメートル単位で徴収できるように備考の改正をするもの。 【陶芸窯の使用料改定】 消費税及び地方消費税の税率改正に伴い陶芸窯の料金を改定するもの。
区分	単位	金額																																				
複写機	1枚片面	白黒 10円																																				
		カラー 100円																																				
印刷機	原紙作成1枚	50円																																				
	印刷1枚	2円（ただし、用紙持ち込みのときは1円）																																				
拡大印刷機	1メートル	120円																																				
陶芸窯	1キロワット	18円																																				
区分	単位	金額																																				
複写機	1枚片面	白黒 10円																																				
		カラー 100円																																				
印刷機	原紙作成1枚	50円																																				
	印刷1枚	2円（ただし、用紙持ち込みのときは1円）																																				
拡大印刷機	1メートル	100円																																				
陶芸窯	1キロワット	17円																																				

第 5 4 号議案

島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

島原文化会館条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表を次のように改める。

区分	器具名	単位	使用料（1 区分につき）	備考
舞台設備	所作台	一式	6,600円	
	松竹羽目	一式	2,200円	セット
	平台	一式	2,200円	変形平台、箱馬及び折りたたみ馬を含む。
		1 台	220円	変形平台、箱馬及び折りたたみ馬を含む。
	金屏風	1 双	2,200円	
	緋毛せん	1 枚	220円	
	長座布とん	1 枚	100円	
	上敷	1 枚	100円	
	指揮台	1 台	220円	指揮者用譜面台付き
	譜面台	1 台	50円	
	演台	一式	550円	花台付き
	反響板	一式	4,400円	
	賞状盆	1 個	50円	
	レクチャー台（MC 台）	1 台	220円	
照明設備	（大ホール）			
	調光操作装置	一式	3,300円	
	フットライト	一式	550円	60W×96灯

第1 ボーダーライト	一式	—	150W×80灯、ホール料金に含む。
第2 ボーダーライト	一式	760円	150W×72灯
第3 ボーダーライト	一式	760円	150W×72灯
スポットライト (1 KW)	1 台	440円	
エリスポット	1 台	440円	
スポットライト (500 W)	1 台	330円	
ストロボ	1 台	330円	
シーリングスポットライト	1 台	220円	
サイドフロントライト	1 台	220円	
アッパーホリゾン トライト	一式	1,100円	
ローアホリゾン トライト	一式	1,100円	
センターピンスポ ット	1 台	2,200円	
ミラーボール	1 台	1,100円	
エフェクトマシン	1 台	1,100円	
カラーフィルター	1 枚	550円	
(中ホール)			
調光操作装置	一式	1,650円	
ボーダーライト	一式	—	150W×36灯、ホール料金に含む。
アッパーホリゾン トライト	一式	550円	100W×36灯
ローアホリゾン トライト	一式	330円	

	シーリングライト	一式	900円	1 KW×4台
音響設備	コンデンサーマイク	1本	550円	
	ダイナミックマイク	1本	330円	
	ワイヤレスマイク	1本	1,650円	
	アンプシステム（大ホール）	一式	3,300円	ダイナミックマイク1本含む。
	アンプシステム（中ホール）	一式	1,650円	ダイナミックマイク1本含む。
	ミキシングアンプ	一式	1,100円	
	マイクスタンド	1本	330円	
	ハネカエリスピーカー（大）	1台	880円	
	ハネカエリスピーカー（小）	1台	550円	
	CDプレーヤー	1台	530円	
	カセットデッキ	1台	530円	
	MDデッキ	1台	530円	
	エフェクタ（リバーブ他）	1台	1,100円	
	移動式アンプシステム（ワイヤレスマイク2本の場合）	一式	2,480円	
	移動式アンプシステム（ワイヤレスマイク1本の場合）	一式	1,650円	
ピアノ	コンサートグランドピアノ	1台	5,500円	大ホール用 ヤマハCF調律料は別

	グランドピアノ	1 台	2,200円	中ホール用 ヤマハ G 5 E 調律料は別
販売行為	大ホールロビー	1 回	1,540円 770円	催物と直接関係ある物品の販売 については使用料を徴収しない。 (催物が営利の場合に限る。) 営利又は営業の宣伝に類しない 場合の使用料については、各使用 料の欄の下段の額とする。
	中ホールロビー	1 回	760円 380円	
	展示室ロビー	1 回	1,540円 770円	
	屋外敷地	1 回	1,540円 770円	
その他	シャワー室	1 室	1,100円	
	展示パネル	1 枚	50円	
	スクリーン (大ホール)	1 幕	1,100円	
	スクリーン (中ホール)	1 幕	550円	
	スクリーン (移動式)	1 幕	330円	
	コンセント (1 KW)	1 口	220円	
	クリップライト	1 個	100円	
	DVDプレーヤー	1 台	530円	
	プロジェクター	一式	1,100 円	
	長机	1 脚	50円	展示室 A 及び B のみ
	折りたたみ椅子	1 脚	20円	展示室 A 及び B のみ
備考				
1 使用料の単位は、9 時から 13 時まで、13 時から 18 時まで及び 18 時から 22 時までそれぞれの区分を 1 単位とする。 2 基本セットは大・中ホールについては、館内照明第 1 ボーダーライト及びダイナミックマイク 1 本とする。				

別表第2 1 冷暖房設備の表を次のように改める。

区分		単位	金額
大ホール	ホール	1 時間	2,980円
	楽屋A	1 時間	90円
	楽屋B	1 時間	90円
	楽屋C	1 時間	60円
中ホール	ホール	1 時間	930円
	楽屋	1 時間	90円
小ホールA		1 時間	560円
小ホールB		1 時間	350円
展示室A		1 時間	380円
展示室B（多目的ホール）		1 時間	150円
会議室		1 時間	120円
和室		1 時間	150円
備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原文化会館条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年8月6日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う料金改定及び所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案					現 行					解説及び資料
島原文化会館条例施行規則 別表第1（第8条関係）					島原文化会館条例施行規則 別表第1（第8条関係）					【別表第1の内容】 各設備の1区分あたりの使用料を規定したもの。 【改正内容】 消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改定するもの。
区 分	器具名	単位	使用料 （1区分 につき）	備考	区 分	器具名	単位	使用料 （1区分 につき）	備考	
舞 台 設 備	所作台	一式	6,600円			所作台	一式	6,480円		
	松竹羽目	一式	2,200円	セット		松竹羽目	一式	2,160円	セット	
	平台	一式	2,200円	変形平台、箱馬及び 折りたたみ馬を含む。		平台	一式	2,160円	変形平台、箱馬及び 折りたたみ馬を含む。	
		1台	220円	変形平台、箱馬及び 折りたたみ馬を含む。			1台	220円		
	金屏風	1双	2,200円			金屏風	1双	2,160円		
	緋毛せん	1枚	220円			緋毛せん	1枚	220円		
	長座布とん	1枚	100円			長座布とん	1枚	100円		
	上敷	1枚	100円			上敷	1本	100円		
	指揮台	1台	220円	指揮者用譜面台付 き		指揮台	1台	220円	指揮者用譜面台付 き	
	譜面台	1台	50円			譜面台	1台	50円		
	演台	一式	550円	花台付き		演台	一式	540円	花台付き	
	反響板	一式	4,400円			反響板	一式	4,320円		
	賞状盆	1個	50円			賞状盆	1個	50円		
						譜面灯	1灯	30円		

改 正 案				現 行				解説及び資料
	レクチャー台 (MC台)	1台	220円		レクチャー台 (MC台)	1台	220	
	(大ホール)				(大ホール)			
	調光操作装置	一式	3,300円		調光操作装置	一式	3,240	
	フットライト	一式	550円	60W×96灯	フットライト	一式	540	60W×96灯
	第1ボーダーライト	一式	—	150W×80灯、ホール料金を含む。	第1ボーダーライト	一式	—	150W×80灯、ホール料金を含む。
	第2ボーダーライト	一式	760円	150W×72灯	第2ボーダーライト	一式	750	150W×72灯
	第3ボーダーライト	一式	760円	150W×72灯	第3ボーダーライト	一式	750	150W×72灯
	スポットライト (1KW)	1台	440円		スポットライト (1KW)	1台	430	
	エリスポット	1台	440円		エリスポット	1台	430	
	スポットライト (500W)	1台	330円		スポットライト (500W)	1台	320	
	ストロボ	1台	330円		ストロボ	1台	320	
	シーリングスポットライト	1台	220円		シーリングスポットライト	1台	220	
	サイドフロントライト	1台	220円		サイドフロントライト	1台	220	
	アップパーホ	一式	1,100円		アップパーホ	一式	1,080	
照 明 設 備				照 明 設 備				

改 正 案						現 行						解説及び資料
音	リゾントライ					リゾントライ						
	ロアーホリ					ロアーホリ	一式	1,080				
	ゾントライ					ゾントライ						
	センターピ					センターピ	1台	2,160				
	ンスポット					ンスポット						
	ミラーボー					ミラーボー	1台	1,080				
	ル					ル						
	エフエクト					エフエクト	1台	1,080				
	マシン					マシン						
	カラーフイ					カラーフイ	1枚	540				
	ルター					ルター						
(中ホール)						(中ホール)						
音	調光操作装					調光操作装	一式	1,620				
	置					置						
	ボーダーラ					ボーダーラ	一式		150W×36灯、ホー			
	イト					イト			ル料金を含む。			
	アップパーホ					アップパーホ	一式	540	100W×36灯			
	リゾントラ					リゾントラ						
	イト					イト						
	ロアーホリ					ロアーホリ	一式	320				
	ゾントライ					ゾントライ						
	ト					ト						
音	シーリング					シーリング	一式	880	1 KW×4台			
	ライト					ライト						
	マイクロホ					マイクロホ	1本	540				

改 正 案				現 行				解説及び資料
響 設 備				響 設 備				
ーマイク				ン(コンデン サー)				
ダイナミック マイク	1 本	330円		マイク ロホン (ダイナミ ック)	1 本	320		
ワイヤレス マイク	1 本	1,650円		ワイヤレス マイク	1 台	1,620		
アンプシス テム(大ホー ル)	一式	3,300円	ダイナミックマイ ク 1 本含む。	アンプシス テム	一式	大ホール 3,240 中ホール 1,620	マイクロホン(ダイ ナミック) 1 本含 む。	
アンプシス テム(中ホー ル)	一式	1,650円	ダイナミックマイ ク 1 本含む。	ミキシング アンプ	一式	1,080		
マイクスタ ンド	1 本	330円		マイクスタ ンド	1 本	320		
ハネカエリ スピーカー (大)	1 台	880円		ハネカエリ スピーカー	1 台	大 860 小 540		
ハネカエリ スピーカー (小)	1 台	550円		レコードプ レーヤー	1 台	520		
CDプレー	1 台	530円		CDプレー	1 台	520		

改 正 案				現 行				解 説 及 び 資 料
販売行為	ヤー			ヤー				
	カセットデッキ	1台	530円	カセットデッキ	1台	520		
	MDデッキ	1台	530円	MDデッキ	1台	520		
	エフエクタ (リバーブ他)	1台	1,100円	エフエクタ (リバーブ他)	1台	1,080		
	移動式アン プシステム (ワイヤレスマイク スマイク2 本の場合)	一式	2,480円	移動式アン プシステム	一式	810	ワイヤレスマイク 1本含む。	
	移動式アン プシステム (ワイヤレスマイク スマイク1 本の場合)	一式	1,650円					
	コンサート グラインドピ アノ	1台	5,500円	コンサート グラインドピ アノ	1台	5,400	大ホール用 ヤマハ C F 調律料 は別	
	グラインドピ アノ	1台	2,200円	グラインドピ アノ	1台	2,160	中ホール用 ヤマハ G 5 E 調律 料は別	
	大ホールロ ビー	1回	1,540円	大ホールロ ビー	1室	1,510	催物と直接関係あ る物品の販売につ	
	中ホールロ ビー	1回	760円	中ホールロ ビー	1室	750	いは使用料を徴 収しない。(催物が	
			380円	中ホールロ ビー		375		

改 正 案				現 行				解説及び資料
	展示室ロビー	1 回	1,540円 770円	営業の場合に限る。)	小ホール玄 関ホール	1 室	1,510 755	営業の場合に限る。)
	屋外敷地	1 回	1,540円 770円	営業又は営業の宣伝に類しない場合の使用料については、各使用料の欄の下段の額とする。	屋外敷地	1 回	1,510 755	営業又は営業の宣伝に類しない場合の使用料については、各使用料の欄の下段の額とする。
そ の 他	シャワー室	1 室	1,100円		シャワー室	1 室	1,080	
	展示パネル	1 枚	50円		展示パネル	1 枚	50	
	スクリーン (大ホール)	1 幕	1,100円		スクリーン (大ホール)	1 幕	1,080	
	スクリーン (中ホール)	1 幕	550円		スクリーン (中ホール)	1 幕	540	
	スクリーン (移動式)	1 幕	330円		スクリーン (移動式)	1 幕	320	
	コンセント (1KW)	1 口	220円		コンセント (1KW)	1 口	220	
	クリップラ イト	1 個	100円		クリップラ イト	1 個	100	
					映写機(16ミ リ)	1 台	2,160	横河 X-600 II
	DVDプレ ーヤー	1 台	530円		DVDプレ ーヤー	1 台	520	
	プロジェク ター	一式	1,100円		プロジェク ター	一式	大・中ホ ール 1,080 小ホール	

改 正 案				現 行				解説及び資料
	長机	1脚	50円	展示室A及びBのみ		520	展示室A及びBのみ	
	折りたたみ椅子	1脚	20円	展示室A及びBのみ		20	展示室A及びBのみ	
備考				備考				
1 使用料の単位は、9時から13時まで、13時から18時まで及び18時から22時までそれぞれの区分を1単位とする。				1 使用料の単位は、9時から13時まで、13時から18時まで及び18時から22時までそれぞれの区分を1単位とする。				【別表第2の内容】 各室ごとの1時間あたりの冷暖房設備の料金を規定したものの。 【改正内容】 消費税及び地方消費税の税率改正に伴い冷暖房設備の料金を改定するもの。
2 基本セットは大・中ホールについては、館内照明第1ボーダークライト及びダイナミックマイク 1本とする。				2 基本セットは大・中ホールについては、館内照明第1ボーダークライト及びマイク(ダイナミック) 1本とする。				
別表第2（第8条関係）				別表第2（第8条関係）				
1 冷暖房設備				1 冷暖房設備				
	区分	単位	金額		区分	単位	金額	
大ホール	ホール	1時間	2,980円	大ホール	ホール	1時間	2,930円	
	楽屋A	1時間	90円		楽屋A	1時間	90	
	楽屋B	1時間	90円		楽屋B	1時間	90	
	楽屋C	1時間	60円		楽屋C	1時間	60	
中ホール	ホール	1時間	930円	中ホール	ホール	1時間	910	
	楽屋	1時間	90円		楽屋	1時間	90	
小ホールA		1時間	560円	小ホールA		1時間	550	
小ホールB		1時間	350円	小ホールB		1時間	340	
展示室A		1時間	380円	展示室A		1時間	370	
展示室B（多目的ホール）		1時間	150円	展示室B（多目的ホール）		1時間	150	
会議室		1時間	120円	会議室		1時間	120	

改 正 案			現 行			解説及び資料
和室	1 時間	150円	和室	1 時間	150	
備考 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。			備考 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。			

第 5 5 号議案

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「申請書提出順による」を「申請の順序により行い、2 以上の申請が同じに行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする」に改める。

別表第 1 の表を次のように改める。

区分	器具名	単位	使用料（1 区分につ き）	備考
舞台設 備	平台	一式	1,570円	15台以上の場合
		1 台	100円	15台未満の場合
	金屏風	1 双	1,570円	
	緋毛せん	1 枚	100円	
	吊りジョーゼット	一式	1,570円	
	上敷	1 枚	100円	
	指揮台	一式	210円	譜面台付き
	譜面台	1 台	50円	
	演台	一式	530円	花台付き
	音響反響板	一式	4,190円	天井ライト付
	賞状盆	1 個	50円	
	司会台	1 台	100円	
照明設 備	(大ホール)			
	調光操作装置	一式	2,650円	
	第 1 ボーダーライト	一式		—大ホール料金に含 む。

	第2 ボーダーライト	一式	530円	
	スポットライト 1 k w	1 台	210円	
	スポットライト 500 w	1 台	100円	
	シーリングライト	一式	3, 150円	
	サイドフロントライト	一式	3, 150円	
	アッパーホリゾンライト	一式	1, 050円	
	ローアホリゾンライト	一式	1, 050円	
	センターピンスポット	1 台	1, 050円	
	エフェクトマシン	1 台	1, 050円	
	データフラッシュ	1 台	840円	
	エリスポット	1 台	420円	
	ミラーボール	1 台	840円	
	カラーフィルター	1 枚	550円	
	(多目的ホール)			
	調光操作装置	一式	1, 650円	
	ボーダーライト	一式	530円	
	アッパーホリゾンライト	一式	530円	
	シーリングライト [天井ライト]	一式	320円	多目的 1・2 それぞ
				れ <u>320円</u>
音響設備	音響拡声装置 (大ホール)	一式	2, 620円	
	音響拡声装置 (多目的ホール)	一式	1, 570円	
	ミキシングアンプ	一式	530円	
	コンデンサーマイク	1 本	420円	
	ダイナミックマイク	1 本	210円	
	ワイヤレスマイク	1 本	530円	
	移動型スピーカー大	1 台	530円	
	移動型スピーカー小	1 台	320円	
	C D プレーヤー	1 台	530円	
	MD デッキ	1 台	530円	

	カセットデッキ	1 台	530円	
	エフェクター（リバーブ他）	1 台	530円	
	マイクスタンド	1 本	100円	
販売行為	市民ギャラリー	1 回	1,540円 770円	催物と直接関係ある物品の販売については使用料を徴収しない。（催物が営利の場合に限る。） 営利又は営業の宣伝に類しない場合は、各使用料の欄の下段の額とする。
	ホワイエ	1 回	760円 380円	
	屋外敷地	1 回	1,540円 770円	
その他	グランドピアノ大（C F—Ⅲ）	1 台	3,150円	
	グランドピアノ小（S—6）	1 台	1,050円	
	展示パネル	1 枚	50円	
	16mm映写機（大ホール）	一式	2,100円	
	スクリーン（大ホール）	1 幕	1,050円	
	スクリーン（大ホール以外）	1 幕	320円	
	D V Dプレーヤー	1 台	530円	
	プロジェクター	1 台	530円	
	オーバーヘッドカメラ	1 台	530円	
	スライド映写機	1 台	530円	
	コンセント 1 k w	1 口	100円	
備考 使用料の単位は、9時から13時まで、13時から18時まで及び18時から22時までそれぞれの区分を1単位とする。				

別表第 2 1 冷暖房設備の表を次のように改める。

区分		単位	金額
大ホール		1 時間	2,100円
多目的ホール	1	1 時間	470円
	2	1 時間	470円
リハーサル室		1 時間	420円
楽屋（洋室）		1 時間	210円
楽屋（和室）		1 時間	210円
楽屋事務室		1 時間	100円
研修室	1	1 時間	210円
	2	1 時間	210円
和室	1	1 時間	210円
	2	1 時間	210円
視聴覚室		1 時間	420円
会議室		1 時間	210円
市民ギャラリー		1 時間	530円
備考 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。			

様式第 6 号を次のように改める。

（次のよう 別紙）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う料金改定及び所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

(別紙)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

島原市有明文化会館使用料減免申請書

年 月 日

島原市教育委員会 様

申 請 者	住 所	
	団 体 名	
	代表者名	
	電話番号	

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則第 9 条の規定に基づき、使用料の減免を申請します。

使 用 日 時	年 月 日 時 分から (時間) 年 月 日 時 分まで
使用する施設	大ホール 楽屋 (1・2) リハーサル室 視聴覚室 研修室 (1・2) 多目的ホール (1・2) 和室 (1・2) 会議室 市民ギャラリー
使用する設備	設備 (冷暖房 照明 音響 舞台大道具)
使 用 目 的	
減 免 の 理 由	使用料減免 1 2 3 号該当 設備減免
共 催 者 名	
後 援 者 名	

減 免 の 可 否	可・否	承認年月日	年 月 日
減 免 金 額 等	納付すべき額	減 免 額	減 免 後 の 額

※ 太線の枠内だけ記入して下さい。

島原市有明文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	解説及び資料	
島原市有明文化会館の管理運営に関する規則 (使用の許可) 第4条 委員会は、前条により提出された申請書について適当と認めたときは、島原市有明文化会館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付する。 2 前項の使用許可は、申請の順序により行い、2以上の申請が同時に 行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする。 ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときはこの限りではない。 3 略		島原市有明文化会館の管理運営に関する規則 (使用の許可) 第4条 委員会は、前条により提出された申請書について適当と認めたときは、島原市有明文化会館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付する。 2 前項の使用許可は、申請書提出順による ただし、委員会が公益上特に必要と認めるときはこの限りではない。 3 略	【第4条第2項の内容】 使用許可の優先順を規定したもの。 【改正内容】 申請が競合した場合の対応について明確にするための改正。 【別表第1の内容】 各設備の1区分あたりの使用料を規定したものの。 【改正内容】 消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料を改定するもの。	
別表第1（第8条関係）		別表第1（第8条関係）		
区分	器具名	単位	使用料 (1区分につき)	備考
舞台設備	平台	一式	円 1,540	15台以上の場合
		1台	100	15台未満の場合
	金屏風	1双	1,540	
	緋毛せん	1枚	100	
	吊りジョーゼット	一式	1,540	
	上敷	1枚	100	
	指揮台	一式	210	譜面台付き

改 正 案			現 行			解説及び資料
照明設備	照明設備	照明設備	照明設備	照明設備	照明設備	
譜面台	1 台	50 円	譜面台	1 台	50	
演 台	一式	530 円	演 台	一式	520	花台付き
音響反響板	一式	4, 190 円	音響反響板	一式	4, 110	天井ライト付
賞状盆	1 個	50 円	賞状盆	1 個	50	
司会台	1 台	100 円	司会台	1 台	100	
(大ホール)			(大ホール)			
調光操作装置	一式	2, 650 円	調光操作装置	一式	2, 600	
第 1 ボーダーライト	一式	—	第 1 ボーダーライト	一式	—	大ホール料金に含む。
第 2 ボーダーライト	一式	530 円	第 2 ボーダーライト	一式	520	
スポットライト 1 k w	1 台	210 円	スポットライト 1 k w	1 台	210	
スポットライト 500 w	1 台	100 円	スポットライト 500 w	1 台	100	
シーリングライト	一式	3, 150 円	シーリングライト	一式	3, 090	
サイドフロントライト	一式	3, 150 円	サイドフロントライト	一式	3, 090	
アップパーホリゾン トライト	一式	1, 050 円	アップパーホリゾン トライト	一式	1, 030	
ローパーホリゾン トライト	一式	1, 050 円	ローパーホリゾン トライト	一式	1, 030	
センターピン スポット	1 台	1, 050 円	センターピン スポット	1 台	1, 030	
エフェクトマシ ン	1 台	1, 050 円	エフェクトマシ ン	1 台	1, 030	
データーフラッ シユ	1 台	840 円	データーフラッ シユ	1 台	820	
エリスポット	1 台	420 円	エリスポット	1 台	410	

改 正 案				現 行				解説及び資料
	ミラーボール	1 台	840円		ミラーボール	1 台	820	
音響設備	カラードフィルムター	1 枚	550円		カラードフィルムター	1 枚	540	
	(多目的ホール)				(多目的ホール)			
	調光操作装置	一式	1,650円		調光操作装置	一式	1,620	
	ボーダーライト	一式	530円		ボーダーライト	一式	520	
	アップパーホリゾン トライト	一式	530円		アップパーホリゾン トライト	一式	520	
	シーリングライト [天 井ライト]	一式	320円	多目的 1・ 2 それぞれ 320円	シーリングライト [天 井ライト]	一式	310	多目的 1・ 2 それぞれ 310円
	音響拡声装置 (大ホー ル)	一式	2,620円		音響拡声装置 (大ホー ル)	一式	2,570	
	音響拡声装置 (多目的 ホール)	一式	1,570円		音響拡声装置 (多目的 ホール)	一式	1,540	
	ミキシングアンプ	一式	530円		ミキシングアンプシ ステム	一式	520	
	コンデンサーマイク	1 本	420円		コンデンサーマイク ロホン	1 本	410	
	ダイナミックマイク	1 本	210円		ダイナミックマイク ロホン	1 本	210	
	ワイヤレスマイク	1 本	530円		ワイヤレスマイクロ ホン	1 本	520	
	移動型スピーカー大	1 台	530円		移動型スピーカー大	1 台	520	
	移動型スピーカー小	1 台	320円		移動型スピーカー小	1 台	310	
	CDプレーヤー	1 台	530円		CDプレーヤー	1 台	520	
	MDデッキ	1 台	530円		MDデッキ	1 台	520	
	カセットデッキ	1 台	530円		カセットデッキ	1 台	520	

改 正 案				現 行				解説及び資料
	エフエクター（リバー ブ他）	1 台	530円		エフエクター（リバー ブ他）	1 台	520	
	マイクスタンド	1 本	100円		マイクスタンド	1 本	100	
販売 行為	市民ギャラリー	1 回	1,540円	販売 行為	市民ギャラリー	1 回	1,510	催物と直接 関係ある物 品の販売に ついては使 用料を徴収 しない。 （催物が営 利の場合に 限る。） 営利又は営 業の宣伝に 類しない場 合の使用料 について は、各使用 料の欄の下 段の額とす る。
	ホワイエ	1 回	770円		ホワイエ	1 回	755	
			760円				750	
			380円				375	
	屋外敷地	1 回	1,540円		屋外敷地	1 回	1,510	
			770円				755	
その他	グラントピアノ大（C F—Ⅲ）	1 台	3,150円	その他	グラントピアノ大（C F—Ⅲ）	1 台	3,090	（催物が営 利の場合に 限る。） 営利又は営 業の宣伝に 類しない場 合の使用料 について は、各使用 料の欄の下 段の額とす る。
	グラントピアノ小（S —6）	1 台	1,050円		グラントピアノ小（S —6）	1 台	1,030	
	展示パネル	1 枚	50円		展示パネル	1 枚	50	
	16mm映写機（大ホー	一式	2,100円		16mm映写機（大ホー	一式	2,060	

改 正 案				現 行				解説及び資料
	ル)							
	スクリーン (大ホール)	1 幕	1,050円	スクリーン (大ホール)	1 幕	1,030		【別表第2の内容】 各室ごとの1時間あたりの冷暖房設備の料金を規定したもの。 【改正内容】 消費税及び地方消費税の税率改正に伴い冷暖房設備の料金を改定するもの。
	スクリーン (大ホール以外)	1 幕	320円	スクリーン (大ホール以外)	1 幕	310		
	DVDプレーヤー	1 台	530円	DVDプレーヤー	1 台	520		
	プロジェクター	1 台	530円	プロジェクター	1 台	520		
	オーバーヘッドカメラ	1 台	530円	オーバーヘッドカメラ	1 台	520		
	スライド映写機	1 台	530円	スライド映写機	1 台	520		
	コンセント1kw	1 口	100円	コンセント1kw	1 口	100		
備考 使用料の単位は、9時から13時まで、13時から18時まで及び18時から22時までそれぞれの区分を1単位とする。				備考 使用料の単位は、9時から13時まで、13時から18時まで及び18時から22時までそれぞれの区分を1単位とする。				
別表第2 (第8条関係)				別表第2 (第8条関係)				
1 冷暖房設備				1 冷暖房設備				
	大ホール	1 時間	2,100円	ホール	1 時間	2,060円		
多目的ホール	1	1 時間	470円	多目的 1	1 時間	460		
	2	1 時間	470円	ホール 2	1 時間	460		
リハーサル室			420円	リハーサル室	1 時間	410		
楽屋 (洋室)			210円	楽屋 (洋室)	1 時間	210		
楽屋 (和室)			210円	楽屋 (和室)	1 時間	210		
楽屋事務室			100円	楽屋事務室	1 時間	100		
研修室	1	1 時間	210円	研修室 1	1 時間	210		
	2	1 時間	210円	2	1 時間	210		

【別表第2の内容】
各室ごとの1時間あたりの冷暖房設備の料金を規定したもの。

【改正内容】
消費税及び地方消費税の税率改正に伴い冷暖房設備の料金を改定するもの。

改 正 案				現 行		解説及び資料
和室	1	1 時間		和室 1	1 時間	
	2	1 時間	210円	2	1 時間	210
視聴覚室		1 時間	210円	視聴覚室	1 時間	210
		1 時間	420円	会議室	1 時間	410
会議室		1 時間	210円		1 時間	210
市民ギャラリー		1 時間	210円	市民ギャラリー	1 時間	210
		1 時間	530円		1 時間	520
備考 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間 間に 1 時間未満の端数があるときは、その使用時間 間又はその端数時間は、1 時間として計算する。				備考 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間 間に 1 時間未満の端数があるときは、その使用時間 間又はその端数時間は、1 時間として計算する。		

改正案	現行	解説及び資料																																																																										
様式第 6 号（第 9 条関係） 島原市有明文化会館使用料減免申請書 島原市教育委員会 様 年 月 日 <table><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>申 請 者</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 名</td><td></td></tr><tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr></table> 島原市有明文化会館の管理運営に関する規則第 9 条の規定に基づき、使用料の減免を申請します。 <table><tr><td>使用日時</td><td>年 月 日 時 分 分 秒</td><td>から (時間)</td></tr><tr><td>使用する施設</td><td>大ホール 楽屋 (1・2) リハーサル室 視聴覚室 研修室 (1・2) 多目的ホール (1・2) 和室 (1・2) 会議室 市民ギャラリー</td><td></td></tr><tr><td>使用する設備</td><td>設備 (冷暖房 照明 音響 舞台大道具)</td><td></td></tr><tr><td>使用目的</td><td></td><td></td></tr><tr><td>減免の理由</td><td>使用料減免 1 2 3 号該当 設備減免</td><td></td></tr><tr><td>共催者名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>後援者名</td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>減免の可否</td><td>可・否、</td><td>承認年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>減免金額等</td><td>納付すべき額 減 免 額 減免後の額 備 考</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 太線の枠内だけ記入して下さい。	住 所		申 請 者		代 表 者 名		電 話 番 号		使用日時	年 月 日 時 分 分 秒	から (時間)	使用する施設	大ホール 楽屋 (1・2) リハーサル室 視聴覚室 研修室 (1・2) 多目的ホール (1・2) 和室 (1・2) 会議室 市民ギャラリー		使用する設備	設備 (冷暖房 照明 音響 舞台大道具)		使用目的			減免の理由	使用料減免 1 2 3 号該当 設備減免		共催者名			後援者名			減免の可否	可・否、	承認年月日	年 月 日	減免金額等	納付すべき額 減 免 額 減免後の額 備 考			様式第 6 号（第 9 条関係） 島原市有明文化会館使用料減免申請書 島原市教育委員会 様 年 月 日 <table><tr><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>申 請 者</td><td></td></tr><tr><td>代 表 者 名</td><td></td></tr><tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr></table> 島原市有明文化会館の管理運営に関する規則第 9 条の規定に基づき、使用料の減免を申請します。 <table><tr><td>使用日時</td><td>年 月 日 時 分 分 秒</td><td>から (時間)</td></tr><tr><td>使用する施設</td><td>大ホール 楽屋 (1・2) リハーサル室 視聴覚室 研修室 (1・2) 多目的ホール (1・2) 和室 (1・2) 会議室 市民ギャラリー</td><td></td></tr><tr><td>使用する設備</td><td>設備 (冷暖房 照明 音響 舞台大道具)</td><td></td></tr><tr><td>使用目的</td><td></td><td></td></tr><tr><td>減免の理由</td><td>使用料減免 1 2 3 号該当 設備減免</td><td></td></tr><tr><td>共催者名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>後援者名</td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>減免の可否</td><td>可・否、</td><td>承認年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>減免金額等</td><td>納付すべき額 減 免 額 減免後の額 備 考</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 太線の枠内だけ記入して下さい。	住 所		申 請 者		代 表 者 名		電 話 番 号		使用日時	年 月 日 時 分 分 秒	から (時間)	使用する施設	大ホール 楽屋 (1・2) リハーサル室 視聴覚室 研修室 (1・2) 多目的ホール (1・2) 和室 (1・2) 会議室 市民ギャラリー		使用する設備	設備 (冷暖房 照明 音響 舞台大道具)		使用目的			減免の理由	使用料減免 1 2 3 号該当 設備減免		共催者名			後援者名			減免の可否	可・否、	承認年月日	年 月 日	減免金額等	納付すべき額 減 免 額 減免後の額 備 考			【様式第 6 号の内容】 使用料の減免申請の様式。 【改正内容】 別表第 3 の減免規定の項番号との整合性を図るための改正。
住 所																																																																												
申 請 者																																																																												
代 表 者 名																																																																												
電 話 番 号																																																																												
使用日時	年 月 日 時 分 分 秒	から (時間)																																																																										
使用する施設	大ホール 楽屋 (1・2) リハーサル室 視聴覚室 研修室 (1・2) 多目的ホール (1・2) 和室 (1・2) 会議室 市民ギャラリー																																																																											
使用する設備	設備 (冷暖房 照明 音響 舞台大道具)																																																																											
使用目的																																																																												
減免の理由	使用料減免 1 2 3 号該当 設備減免																																																																											
共催者名																																																																												
後援者名																																																																												
減免の可否	可・否、	承認年月日	年 月 日																																																																									
減免金額等	納付すべき額 減 免 額 減免後の額 備 考																																																																											
住 所																																																																												
申 請 者																																																																												
代 表 者 名																																																																												
電 話 番 号																																																																												
使用日時	年 月 日 時 分 分 秒	から (時間)																																																																										
使用する施設	大ホール 楽屋 (1・2) リハーサル室 視聴覚室 研修室 (1・2) 多目的ホール (1・2) 和室 (1・2) 会議室 市民ギャラリー																																																																											
使用する設備	設備 (冷暖房 照明 音響 舞台大道具)																																																																											
使用目的																																																																												
減免の理由	使用料減免 1 2 3 号該当 設備減免																																																																											
共催者名																																																																												
後援者名																																																																												
減免の可否	可・否、	承認年月日	年 月 日																																																																									
減免金額等	納付すべき額 減 免 額 減免後の額 備 考																																																																											

第 5 6 号議案

島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

島原復興アリーナ条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

	品名	単位	使用料	附記
メインアリーナ	仮設ステージ	1 台 1 回	550円	最大12台
	可動席	1 式 1 回	3, 300円	
	演台	1 台 1 回	330円	花台含む
	放送設備	1 式 1 回	1, 100円	電気代 1 時間1, 250円
	照明器具（ステージ用）	1 式 1 回	1, 100円	
	移動式電光得点表示板	1 式 1 回	330円	1 式はコート 1 面分
	会議用テーブル	1 脚 1 回	40円	
	椅子	1 脚 1 回	20円	
	フロアシート	1 枚 1 回	50円	
	吊り幕	1 枚 1 回	50円	
	吊りバトン	1 本 1 回	330円	
	販売行為	1 m ²	100円	
	持込器具（1 k w 時間）	k w	210円	
	移動式放送設備	1 式 1 回	550円	
	D V D 付液晶プロジェクター	1 式 1 回	2, 200円	小型スクリーンを含む
	D V D デッキ	1 式 1 回	550円	
	大型スクリーン	1 式 1 回	1, 100円	
	コートベンチ	1 台	50円	
	テント	1 張 1 回	550円	
	ハンドマイク（大）	1 本 1 回	330円	

	ハンドマイク（小）	1本 1回	220円	
サブアリーナ	可動ステージ	1式 1回	3,300円	幕類含む
	可動席	1式 1回	5,500円	
	演台	1台 1回	330円	花台含む
	舞台備品	1式 1回	2,200円	
	放送設備	1式 1回	1,100円	電気代 1時間420円
	照明器具	1式 1回	1,100円	
	会議用テーブル	1脚 1回	40円	
	椅子	1脚 1回	20円	
	フロアシート	1枚 1回	50円	
	展示パネル	1枚 1回	50円	ベース、ポール含む
	DVD付液晶プロジェクター	1式 1回	2,200円	小型スクリーンを含む
	中型スクリーン	1式 1回	550円	
	小型スクリーン	1式 1回	330円	
	ピアノ	1台 1回	1,100円	
	音響器具	1式 1回	1,100円	

競技場照明設備

点灯パターン	点灯数	単位	使用料	附記
アリーナ全面	全点灯	1時間	1,680円	
	2／3点灯	1時間	1,250円	
	1／3点灯	1時間	770円	
アリーナ2／3面	全点灯	1時間	1,170円	
	2／3点灯	1時間	890円	
	1／3点灯	1時間	550円	
アリーナ1／3面	全点灯	1時間	500円	
	2／3点灯	1時間	390円	
	1／3点灯	1時間	230円	
アリーナ1／2面	全点灯	1時間	840円	
	2／3点灯	1時間	630円	

	1 / 3 点灯	1 時間	390円	
サブアリーナ	全点灯	1 時間	490円	
	1 / 2 点灯	1 時間	250円	

冷暖房設備

諸室名		単位	使用料	附記
アリーナ	アリーナ＋観客席	1 時間	8,800円	
サブアリーナ		1 時間	1,680円	
音楽室		1 時間	120円	
視聴覚室		1 時間	120円	
研修室	1 室	1 時間	60円	研修室 1・2・3
会議室	1 室	1 時間	60円	会議室 1・2

備考 この料金表に規定していないものの使用料については、その実費を基準として委員会が定めた額を徴収する。

別表第2中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原復興アリーナ条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年8月6日

島原市教育委員会

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）			【別表の内容】 区分ごとの使用料を規定した もの。 【別表の改正内容】 消費税及び地方消費税の税率 改正に伴い使用料を改正するも の。 また、減免する場合の文言の 整理を行うもの。
品名	単位	使用料	品名	単位	使用料 〔利用 料金〕	附記
メイ ンア リー ナ	1台 1回	550円	仮設ステージ	1台 1回	540円	最大12台
	1式 1回	3,300円	可動席	1式 1回	3,240円	
	1台 1回	330円	演台	1台 1回	320円	花台含む
	1式 1回	1,100円	放送設備	1式 1回	1,080円	電気代1時 間1,250円
	1式 1回	1,100円	照明器具（ステ ージ用）	1式 1回	1,080円	
	1式 1回	330円	移動式電光得点 表示板	1式 1回	320円	1式はコー ト1面分
	1脚 1回	40円	会議用テーブル	1脚 1回	40円	
	1脚 1回	20円	椅子	1脚 1回	20円	
	1枚 1回	50円	フロアシート	1枚 1回	50円	
	1枚 1回	50円	吊り幕	1枚 1回	50円	
	1本	330円	吊りバトン	1本	320円	

改 正 案			現 行			解説及び資料
改	正	案		現	行	
	1 回			1 回		
販売行為	1 m ²	100円		販売行為	1 m ²	100円
持込器具（1 kw 時間）	k w	210円		持込器具（1 kw 時間）	k w	210円
移動式放送設備	1 式 1 回	550円		移動式放送設備	1 式 1 回	540円
DVD付液晶プロジェクター	1 式 1 回	2,200円	小型スクリーンを含む	VHSビデオ付液晶プロジェクター	1 式 1 回	2,160円 小型スクリーンを含む
				VHSビデオ付ワイドテレビ	1 式 1 回	1,080円
				大型スライド映写機	1 式 1 回	1,080円 小型スクリーンを含む
				OHP	1 式 1 回	540円 小型スクリーンを含む
				デジタルビデオカメラ	1 式 1 回	1,080円
DVDデッキ	1 式 1 回	550円		ビデオデッキ	1 式 1 回	540円
大型スクリーン	1 式 1 回	1,100円		大型スクリーン	1 式 1 回	1,080円
コートベンチ	1 台	50円		コートベンチ	1 台	50円
テント	1 張 1 回	550円		テント	1 張 1 回	540円
ハンドマイク（大）	1 本 1 回	330円		ハンドマイク（大）	1 本 1 回	320円
ハンドマイク	1 本	220円		ハンドマイク	1 本	220円

改 正 案				現 行				解説及び資料
(小)				(小)				
サブ アリー ーナ	可動ステージ	1 回		可動ステージ	1 回	3,240円	幕類含む	
	可動席	1 式 1 回	3,300円	可動席	1 式 1 回	5,400円		
	演台	1 台 1 回	330円	演台	1 台 1 回	320円	花台含む	
	舞台備品	1 式 1 回	2,200円	舞台備品	1 式 1 回	2,160円		
	放送設備	1 式 1 回	1,100円	放送設備	1 式 1 回	1,080円	電気代 1 時 間420円	
	照明器具	1 式 1 回	1,100円	照明器具	1 式 1 回	1,080円		
	会議用テーブル	1 脚 1 回	40円	会議用テーブル	1 脚 1 回	40円		
	椅子	1 脚 1 回	20円	椅子	1 脚 1 回	20円		
	フロアシート	1 枚 1 回	50円	フロアシート	1 枚 1 回	50円		
	展示パネル	1 枚 1 回	50円	展示パネル	1 枚 1 回	50円	ベース、ポー ル含む	
	DVD付液晶プロジェクター	1 式 1 回	2,200円	ビデオプロジェクター	1 式 1 回	1,080円	スクリーン 付き	
				スライド映写機	1 台 1 回	540円	スクリーン 付き	
	中型スクリーン	1 式 1 回	550円	中型スクリーン	1 式 1 回	540円		

改 正 案				現 行				解説及び資料
	点灯パターン	点灯数	単位	使用料	点灯パターン	点灯数	単位	
	小型スクリーン	1 式 1 回	330円		小型スクリーン	1 式 1 回	320円	
	ピアノ	1 台 1 回	1,100円		ピアノ	1 台 1 回	1,080円	
	移動式放送設備 (大)	1 式 1 回	1,100円		音響器具	1 式 1 回	1,080円	
競技場照明設備				競技場照明設備				
	点灯パターン	点灯数	単位	使用料	点灯パターン	点灯数	単位	使用料
	アリーナ全 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	1,680円 1,250円 770円	アリーナ全 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	1,650円 1,230円 760円
	アリーナ2 / 3 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	1,170円 890円 550円	アリーナ2 / 3 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	1,150円 870円 540円
	アリーナ1 / 3 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	500円 390円 230円	アリーナ1 / 3 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	490円 380円 230円
	アリーナ1 / 2 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	840円 630円 390円	アリーナ1 / 2 面	全点灯 2 / 3 点灯 1 / 3 点灯	1 時間 1 時間 1 時間	820円 620円 380円
	サブアリー ナ	全点灯 1 / 2 点灯	1 時間 1 時間	490円 250円	サブアリー ナ	全点灯 1 / 2 点灯	1 時間 1 時間	480円 240円
冷暖房設備				冷暖房設備				
諸室名		単位	使用料	附記	諸室名		単位	使用料
								附記

改 正 案			現 行			解説及び資料
区 分	減 免 率	減 免 する 場 合	区 分	減 免 率	減 免 する 場 合	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略	
2	50パーセント	ア～ク 略	2	50パーセント	ア～ク 略	
3	教育	略	3	教育	略	

改 正 案			現 行			解説及び資料
区 分	減 免 率	減 免 する 場 合	区 分	減 免 率	減 免 する 場 合	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略	
2	50パーセント	ア～ク 略	2	50パーセント	ア～ク 略	
3	教育	略	3	教育	略	

改 正 案		現 行		解 説 及 び 資 料
委員 会 が 定 め る 率		委員 会 が 定 め る 率		
備考 1・2 略		備考 1・2 略		

第 5 7 号議案

島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営平成町多目的広場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

品名	単位	使用料	附記
移動式放送設備	1 式 1 回	550円	
テント	1 張 1 回	550円	
ベンチ（椅子）	1 台	50円	
野外ステージ	1 式 1 回	5, 500円	
椅子	1 脚 1 回	20円	
テーブル	1 脚 1 回	40円	

別表第 2 中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市営平成町多目的広場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案				現 行				解説及び資料	
別表第 1（第 4 条関係）				別表第 1（第 4 条関係）				【別表の内容】 区分ごとの使用料を規定した もの。 【別表の改正内容】 消費税及び地方消費税の税率 改正に伴い使用料を改正するも の。 また、減免する場合の文言の 整理を行うもの。	
	品名	単位	使用料	品名	単位	使用料金	附記		
	移動式放送設備	1 式 1 回	550円	移動式放送設備	1 式 1 回	540円			
	テント	1 張 1 回	550円	テント	1 張 1 回	540円			
	ベンチ（椅子）	1 台 1回	50円	ベンチ（椅子）	1 台	50円			
	野外ステージ	1 式 1 回	5,500円	野外ステージ	1 式 1 回	5,400円			
	椅子	1 脚 1 回	20円						
	テーブル	1 脚 1 回	40円						
別表第 2（第 5 条関係）				別表第 2（第 5 条関係）				備考 1 ・ 2 略	
	区分	減免率	減免する場合		区分	減免率	減免する場合		
	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略		1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略		
	2	50パーセント	ア～ク 略		2	50パーセント	ア～ク 略		
	3	教育委員会が定める率	略		3	教育委員会が定める率	略		
備考 1 ・ 2 略				備考 1 ・ 2 略					

第 5 8 号議案

島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

品名	単位	使用料
移動式放送設備	1 式 1 回	550円
ベンチシート	1 台 1 回	1, 050円
テント	1 張 1 回	550円
椅子(ベンチタイプ)	1 台 1 回	50円
椅子（パイプ椅子）	1 脚 1 回	20円
机（審判用机を除く。）	1 台 1 回	40円
トレーニング器具一式	1 人 1 時間	210円

備考 この表に規定していないものの使用料については、教育委員会が別に定める。

別表第 2 中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		【別表の内容】 区分ごとの使用料を規定した もの。 【別表の改正内容】 消費税及び地方消費税の税率 改正に伴い使用料を改正するも の。 また、減免する場合の文言の 整理を行うもの。
品名	単位	使用料	品名	単位	使用料
移動式放送設備	1式1回	550円	移動式放送設備	1式1回	540円
ベンチシート	1台1回	1,050円	ベンチシート	1台1回	1,030円
テント	1張1回	550円	テント	1張1回	540円
椅子（ベンチタイ プ）	1台1回	50円	椅子（ベンチタイ プ）	1台1回	50円
椅子（パイプ椅子）	1脚1回	20円	椅子（パイプ椅子）	1脚1回	20円
机（審判用机を除 く。）	1台1回	40円	机（審判用机を除 く。）	1台1回	40円
トレーニング器具	1人1時間	210円	トレーニング器具	1人1時間	210円
一式			一式		
備考 この表に規定していないものの使用料については、 教育委員会が別に定める。			備考 この表に規定していないものの使用料については、 教育委員会が別に定める。		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略
2	50パーセント	略	2	50パーセント	略

改 正 案			現 行		解 説 及 び 資 料
3	教 育 委 員 会 が 定 め る 率	略	3	教 育 委 員 会 が 定 め る 率	略
備 考 1 ・ 2 略			備 考 1 ・ 2 略		

第 5 9 号議案

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 10 条関係）

品名	単位	使用料
放送設備	1 式 1 日	1, 100 円
テント	1 台 1 日	550 円
長机	1 台 1 日	30 円
いす	1 脚 1 日	10 円

備考 1 長机、いすの館外持ち出しは、10割増とする。

2 この表に規定していないものの使用料については、教育委員会が別に定める。

別表第 2 中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表第 1（第10条関係）			別表第 1（第10条関係）		【別表の内容】 区分ごとの使用料を規定した もの。 【別表の改正内容】 消費税及び地方消費税の税率 改正に伴い使用料を改正するも の。 また、減免する場合の文言の 整理を行うもの。
備考 1 長机、 <u>いす</u> の館外持ち出しは、 <u>10割増</u> とする。 2 この表に規定していないものの使用料につい ては、教育委員会が別に定める。			備考 1 長机、 <u>椅子</u> の館外持ち出しは <u>10割増</u> とする。 2 この表に規定していないものの使用料につい ては、教育委員会が別に定める。		
別表第 2（第 7 条関係）			別表第 2（第 7 条関係）		

第 6 0 号議案

島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立有馬武道館条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市立有馬武道館条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現行		解説及び資料
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）		【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合	
2	50パーセント	50パーセント	カ 略	
3	教育委員会が定める率	教育委員会が定める率	略	
備考 1・2 略		備考 1・2 略		

第 6 1 号議案

島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立温水プール条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改め、「の介護者が使用する場合において、提示者 1 名につき介護者 1 名」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市立温水プール条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）		【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略 キ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳提示者 _____ _____ が使用するとき。	1	100パーセント	
2	50パーセント	略	2	50パーセント	
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	
備考 1・2 略			備考 1・2 略		

第 6 2 号議案

島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則

島原市有明プール条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改め、「の介護者が使用する場合において、提示者 1 名につき介護者 1 名」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市有明プール条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略 キ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳提示者 _____ _____ が使用するとき。	1	100パーセント	
2	50パーセント	略	2	50パーセント	
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	
備考 1・2 略			備考 1・2 略		

第 6 3 号議案

島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営球場条例施行規則(平成 2 5 年教育委員会規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島原市営球場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行		解説及び資料
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）		
区分	減免率	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合	【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
2	50パーセント	50パーセント	カ 略	
3	教育委員会が定める率	教育委員会が定める率	略	
備考 1・2 略		備考 1・2 略		

第 6 4 号議案

島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営庭球場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市営庭球場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行		解説及び資料
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）		
区分	減免率	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合	カ 略	【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
2	50パーセント	略	略	
3	教育委員会が定める率	略	略	
備考 1・2 略		備考 1・2 略		

第 6 5 号議案

島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営運動広場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市営運動広場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）			【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略	
2	50パーセント	略	2	50パーセント	略	
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略	
備考 1・2 略			備考 1・2 略			

第 6 6 号議案

島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営陸上競技場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市営陸上競技場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略
2	50パーセント	略	2	50パーセント	略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略
備考 1・2 略			備考 1・2 略		

第 6 7 号議案

島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立屋内相撲場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市立屋内相撲場条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略
2	50パーセント	略	2	50パーセント	略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略
備考 1・2 略			備考 1・2 略		

第 6 8 号議案

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料	
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。	
区 分	減 免 率	減免する場合	区 分	減 免 率		減免する場合
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント		ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合 カ 略
2	50パーセント	略	2	50パーセント		略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率		略
備考 1・2 略			備考 1・2 略			

第 6 9 号議案

島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島原市有明体育施設条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市有明体育施設条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）			【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合	1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合	
2	50パーセント	カ 略	2	50パーセント	カ 略	
3	教育委員会が定める率		3	教育委員会が定める率		
備考 1・2 略			備考 1・2 略			

第 70 号議案

島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立れいなん会館条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表中「市内の小・中学校がスポーツ少年団活動又は部活動のため部分使用する場合」を「市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島原市立れいなん会館条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後の使用許可に係る使用料等から適用し、この規則の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

令和元年 8 月 6 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

使用料等の見直しに伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		【改正内容】 減免する場合の文言の整理を行うもの。
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	
1	100パーセント	ア～エ 略 オ 市内の中学校の部活動がやむを得ない理由により学校施設を使用できないため使用する場合 カ 略	1	100パーセント	
2	50パーセント	略	2	50パーセント	
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	
備考 1・2 略			備考 1・2 略		

第 7 1 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙平成 3 1 年度島原市一般会計補正予算第 2 号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和元年 8 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) **教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

2 歳 入

(款) 13 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
13	国庫支出金	38 ^億 4,358 ^千 2	6,567 ^千 4	39 ^億 925 ^千 6
1	国庫負担金	33 ^億 4,561 ^千 8	474 ^千 3	33 ^億 5,036 ^千 1
	1 民生費国庫負担金	33 ^億 4,561 ^千 8	474 ^千 3	33 ^億 5,036 ^千 1
2	国庫補助金	4 ^億 5,898 ^千 8	6,093 ^千 1	5 ^億 1,991 ^千 9
	1 総務費国庫補助金	3,099 ^千 1	300 ^千 0	3,399 ^千 1
	2 民生費国庫補助金	1 ^億 7,364 ^千 6	5,693 ^千 1	2 ^億 3,057 ^千 7
4	土木費国庫補助金	1 ^億 6,980 ^千 9	100 ^千 0	1 ^億 7,080 ^千 9
14	県支出金	21 ^億 8,171 ^千 4	2,089 ^千 8	22 ^億 261 ^千 2
1	県負担金	13 ^億 3,663 ^千 8	58 ^千 3	13 ^億 3,722 ^千 1
2	民生費県負担金	13 ^億 3,019 ^千 4	58 ^千 3	13 ^億 3,077 ^千 7
2	県補助金	8 ^億 1,205 ^千 1	2,031 ^千 5	8 ^億 3,236 ^千 6
	1 総務費県補助金	9,730 ^千 7	600 ^千 0	1 ^億 330 ^千 7
4	農林水産業費県補助金	4 ^億 5,707 ^千 7	666 ^千 6	4 ^億 6,374 ^千 3
6	土木費県補助金	5,738 ^千 4	764 ^千 9	6,503 ^千 3
16	寄 附 金	5 ^億 69 ^千 7	225 ^千 0	5 ^億 294 ^千 7
1	寄 附 金	5 ^億 69 ^千 7	225 ^千 0	5 ^億 294 ^千 7
4	土木費寄附金	65 ^千 0	195 ^千 0	260 ^千 0
5	教育費寄附金	5	30 ^千 0	30 ^千 5
19	諸 収 入	2 ^億 5,285 ^千 4	1,040 ^千 4	2 ^億 6,325 ^千 8
4	雑 入	2 ^億 415 ^千 5	1,040 ^千 4	2 ^億 1,455 ^千 9

(一般会計)

(単位：千円)

節 分 金 額		説 明
2 児童福祉費負担金	474 ^千 3	1 子どものための教育・保育給付費負担金 3,576 2 児童入所施設措置費等負担金 1,167
1 企画費補助金	300 ^千 0	1 地方創生推進交付金
1 社会福祉費補助金	3,720 ^千 5	1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 28,503 2 地域介護・福祉空間整備推進交付金 8,702 (1)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 100/100 (8,702)
2 児童福祉費補助金	1,972 ^千 6	1 子ども・子育て支援交付金
3 住宅費補助金	100 ^千 0	1 社会資本整備総合交付金
2 児童福祉費負担金	58 ^千 3	1 児童入所施設措置費等負担金
4 企画費補助金	600 ^千 0	1 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金
3 水産業費補助金	666 ^千 6	1 新水産業経営力強化事業補助金
1 土木管理費補助金	764 ^千 9	1 急傾斜地崩壊対策事業費補助金
1 道路橋りょう費寄附金	195 ^千 0	1 私道整備工事地元寄附金 1,000 2 島原市急傾斜地崩壊対策事業寄附金 950
3 保健体育費寄附金	30 ^千 0	1 スポーツ振興基金寄附金

(款) 19 諸 収 入
(項) 4 雑 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4 雑 入	2 ^億 414 ^万 8	1,040 ^万 4	2 ^億 1,455 ^万 2

(一般会計

)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑 入	1,040 ^万 4	1 平成30年度島原市教育文化振興事業団指定管理料返還金 8,924 2 平成30年度平成町人工芝グラウンド指定管理料返還金 1,480

(経) 10 教 育 費
(項) 5 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5	5 ^億 5,998 ^千 0	30 ^百 0	5 ^億 6,028 ^千 0	30 ^百 0	
保健体育費					
2 スポーツ振興費	3 ^億 3,695 ^千 9	30 ^百 0	3 ^億 3,725 ^千 9	その他 30 ^百 0	

(一般会計)

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
25 積 立 金			
	30 ^百 0		1 スポーツ振興総務経費 (1) スポーツ振興総務経費 スポーツ振興基金積立金
			300 (300) (300)

寄贈

株西海建設
代表取締役
寺澤律子

平成30年度剰余金等計算書

種別	事業所	剰余金	小 計
補助金	事務局※	398,497	398,497
委託及び補助	学校給食※	7,302,400	7,302,400
指定管理料	島原図書館	1,015,594	8,924,626
	島原文化会館	2,379,143	
	体育館・弓道場	720,098	
	陸上競技場	776,684	
	アリーナ	2,023,141	
	有明文化会館	2,009,966	
	計	16,625,523	16,625,523

※事務局及び学校給食の返還額はH30予算に戻入済

平成30年度剰余金前年度との比較

種別	事業所	剰余金(H30)	剰余金(H29)	増減額	H30計	H29計	
補助金	事務局	398,497	566,987	-168,490	398,497	566,987	教総
委託料	学校給食	7,302,400	5,056,840	2,245,560	7,302,400	5,056,840	学教
指定管理料	図書館	1,015,594	755,472	260,122	8,924,626	7,079,029	社教
	島原文化会館	2,379,143	283,955	2,095,188			社教
	島原市体育館	720,098	1,919,255	-1,199,157			スポ
	陸上競技場	776,684	1,057,669	-280,985			スポ
	アリーナ	2,023,141	1,584,423	438,718			スポ
	有明文化会館	2,009,966	1,478,255	531,711			社教
合計		16,625,523	12,702,856	3,922,667	16,625,523	12,702,856	

※H30から学校給食は島原市学校給食会へ業務移管:運営補助(返還1707)、委託(返還5595)

教育文化振興事業団の剰余金等の5年間の推移

種別	事業所	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
補助金	事務局	398,497	566,987	862,746	1,172,177	1,978,548
委託料	学校給食	7,302,400	5,056,840	4,348,171	7,665,573	9,937,304
指定管理料	島原図書館	1,015,594	755,472	2,610,852	1,856,242	3,432,978
	島原文化会館	2,379,143	283,955	935,745	2,498,321	5,852,038
	体育館・弓道場	720,098	1,919,255	1,485,953	3,125,196	3,453,681
	陸上競技場	776,684	1,057,669	1,304,443	2,504,788	3,173,833
	アリーナ	2,023,141	1,584,423	3,105,959	4,007,063	4,296,153
	有明文化会館	2,009,966	1,478,255	1,289,808	3,089,209	3,447,536
小計		8,924,626	7,079,029	10,732,760	17,080,819	23,656,219
計		16,625,523	12,702,856	15,943,677	25,918,569	35,572,071
翌年度への指定管理料等返還額 (事務局費と学校給食を除く)		8,924,626	12,135,869	15,080,931	24,746,392	33,593,523

※H30から学校給食は島原市学校給食会へ業務移管。運営補助と委託料により支出

平成31年 3月試算表(消費税・剰余金・減価償却確定後)

自 30. 4. 1. ～ 至 31. 3. 31(単位:円)

事業別 勘定科目	小計	事務局	図書館	島原文化会館	体育館 弓道場	陸 技 場	復興アリーナ	有明文化会館
① 収入計	286,423,413	15,834,136	55,700,401	47,117,636	53,633,186	17,104,011	58,177,249	38,856,794
② 基本財産利息収入	844	844						
③ 事業収入	48,518,502		7,670	13,665,844	10,758,221	4,395,601	12,685,070	7,026,096
④ 受託事業収入	231,282,000	15,699,000	55,479,000	32,553,000	40,733,000	12,459,000	43,614,000	30,745,000
⑤ 退職給付引当金	1,704,946	0	0	0	1,176,373	0	0	528,573
⑥ 雑収入	4,917,121	134,292	213,731	898,792	965,592	249,410	1,898,179	557,125
⑦ 支出計	277,100,290	15,435,639	54,684,807	44,738,493	52,913,088	16,327,327	56,154,108	36,846,828
報 酬	1,346,440	1,346,440						
給 与 手 当	96,197,603	10,193,006	27,013,514	9,785,761	16,649,574	7,640,056	17,416,567	7,495,125
退 職 手 当	1,704,946	0	0	0	1,176,373	0	0	528,573
退職給付引当金	1,075,000	298,000	358,000	11,000	1,000	52,000	328,000	27,000
福利厚生費	18,231,967	1,888,245	4,948,399	1,727,027	3,485,936	1,392,723	3,119,579	1,870,098
賃 金	4,900,059	0	535,920	0	2,650,539	0	0	1,713,600
旅費交通費	248,690	72,390	39,820	26,540	2,200	0	50,340	57,400
食 糧 費	111,434	12,000	28,954	12,535	8,352	15,964	11,000	22,629
通信運搬費	2,392,076	149,321	1,091,431	279,077	317,358	98,534	216,340	250,015
什器備品費	13,807,325	0	108,000	940,175	434,464	424,378	366,120	330,480
消耗品費	7,909,009	0	282,528	1,709,608	1,584,615	1,066,871	2,690,945	1,201,124
修 繕 料	811,724	158,624	161,105	55,105	343,625	26,285	37,165	29,815
印刷製本費	2,477,135	34,217	49,983	570,124	994,975	83,351	220,395	524,090
燃料費	38,039,798	0	4,418,360	6,165,498	5,876,390	1,842,792	12,404,306	7,332,452
保険料	809,693	44,230	71,070	39,090	228,977	80,086	315,850	30,390
賃借料	5,389,066	150,625	3,246,661	309,641	387,812	266,889	413,417	594,041
諸謝金	1,094,836	473,040	334,296	33,000	142,000	60,000	24,000	28,500
手数料	2,200,414	98,110	122,084	1,367,102	158,066	191,972	172,020	91,060
租税公課	8,783,500	71,400	2,626,900	938,900	1,829,600	731,400	1,704,600	880,700
負担金	229,300	46,000	69,500	58,800	7,000			48,000
原材料費	473,836			68,904	36,000	72,960	295,972	0
委託料	66,280,851	92,880	3,939,280	18,796,522	14,458,663	1,198,440	14,703,150	13,091,916
雑 費	0	0						
退職給付引当金	1,951	1,951						
剰余金①-①	9,323,123	398,497	1,015,594	2,379,143	720,098	776,684	2,023,141	2,009,866
合 計	332,344,112	332,344,112	332,344,112	332,344,112	332,344,112	332,344,112	332,344,112	332,344,112

令和元年5月20日

島原市長 古川 隆三郎 様

一般社団法人 長崎県サッカー協会
会長 殿 村 育 生



平成30年度収支決算における指定管理料の返還について

島原市営平成町人工芝グラウンドの管理運営に関する基本協定書第31条
第1項及び島原市営平成町人工芝グラウンドの管理運営に関する年度協定書
第4条の規定により、下記のとおり島原市へ返還いたします。

記

- 1 返還金額 1, 480, 218円
- 2 振込口座 十八銀行 島原支店 当座預金 3345
島原市会計管理者 林 田 和 子
- 3 返還期日 令和元年5月23日

返還金計算

(1) 消費税計算

課税売上高(税込) ①	課税売上高(税抜) ② ①÷108×100	課税標準額 ③ ②千円未満切り捨て	消費税額 ④ ③×6.3%	控除対象仕入税額 ⑤ ④×50%	納付税額	
					消費税 ⑥=④-⑤	計
20,817,846	19,275,783	19,275,000	1,214,325	607,163	607,100	770,900

(2) 収益分配金計算

当期収支差額 ①	消費税納付額 ②	控除額 ③	収益金 ④ ①-②-③	収益分配金 ④×50%
4,625,736	770,900	1,000,000	2,854,836	1,427,418

(3) 収益分配金に係る消費税

課税売上高(税込) ①	課税売上高(税抜) ② ①÷108×100	課税標準額 ③ ②千円未満切り捨て	消費税額 ④ ③×6.3%	控除対象仕入税額 ⑤ ④×50%	納付税額	
					消費税 ⑥=④-⑤	計
1,427,418	1,321,683	1,321,000	83,223	41,612	41,600	52,800

(4) 島原市への返還金

(2) 収益分配金+(3) 収益分配金に係る消費税
1,427,418 + 52,800 = 1,480,218

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

(追加議案)

第72号議案 令和元年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

第73号議案 令和元年度ふるさとにもどってこね奨学金奨学生の決定
について

令和元年 8 月 7 日 定例会

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 島原市立小・中学校防犯カメラ等の設置
及び運用に関する基準について

令和元年 8 月 6 日 定例会

教育委員会 8月定例会 報告事項

[7月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	月	市議会総務委員会	10:00	議会会議室	教育長、教育次長、課長
1	月	教育文化振興事業団理事会	14:00	有明総合文化会館	教育次長
3	水	市議会教育厚生委員会	10:00	議会会議室	教育長・教育次長・各課長
4	木	7月定例教育委員会	13:30	有明総合文化会館	教育委員・教育長・教育次長・各課長
5	金	予算審査特別委員会	10:00	議会会議室	教育長・教育次長・各課長
8	月	市長を囲む懇談会事前要望対応検討会	9:00	外港庁舎	教育長、課長
9	火	節電対策会議	9:00	有明庁舎	課長
9	火	指名選定委員会	13:30	外港庁舎	教育次長
10	水	市議会本会議・全員協議会	10:00	議会会議室	教育長、教育次長、課長
18	木	広報編集委員会	9:00	外港庁舎	課長
18	木	第2回長崎県都市教育長協議会（～19日）	14:00	大村市	教育長
18	木	四小芝生利活用推進委員会	19:30	杉谷公民館	課長
19	金	9月補正予算ヒアリング	11:00	下折橋庁舎	各課長
19	金	公金管理委員会	15:30	本庁舎	課長
22	月	市長を囲む地域懇談会	19:00	有明総合文化会館	教育長、教育次長
24	水	長崎県への要望活動	10:30	島原振興局	教育次長
24	水	市長を囲む地域懇談会	19:00	森岳公民館	教育長、教育次長
25	木	公金管理委員会	10:30	本庁舎	課長
25	木	島原市緑化推進事業本部総会	14:00	外港庁舎	教育長
25	木	市長を囲む地域懇談会	19:00	杉谷公民館	教育長、教育次長
29	月	校庭芝生水やり等研修	17:00	第四小学校	各課長ほか
29	月	長崎県公立学校施設整備期成会理事会、総会	13:00	長崎市	市長＝会長
		《付記事項》			
10	水	全国市議会議長会表彰祝賀会	18:00	ダニッガ 城見	教育長
17	水	生ごみ堆肥化無農薬野菜収穫試食会	12:00	有明公民館	教育長
26	金	緑水会	12:00	ダニッガ 城見	教育長

教育委員会 8月定例会 報告事項

〔7月〕

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	月	教科用図書採択第1回選定委員会	10:00	有明公民館	平田
1	月	就学相談(2・3・4・5・8・9・11)	14:00	有明公民館ほか	園田
1	月	幼稚園巡回訪問(2・3・4・5・8・9)	9:00	向陵保育園ほか	園田
2	火	学校経営訪問	9:30	大三東小学校	教育長、課長、中村、平田、森田、小鉢
2	火	学校経営訪問	13:40	三会中学校	教育長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢
3	水	5歳児健康診査(17)	13:30	島原市保健センター	園田
4	木	学校経営訪問	9:25	第二小学校	教育長、課長、中村、平田、森田、小鉢
4	木	A L Tミーティング	14:30	森岳公民館	中村
4	木	第69回島原市小中学校合同科学作品展事前打ち合わせ	15:30	有明公民館	園田
4	木	第2回海外訪問交流事業事前研修会	18:00	有明公民館	次長、小鉢
8	月	教科用図書採択第2回選定委員会	10:00	有明公民館	平田
9	火	中学校統一実力テスト代表者会	15:00	有明公民館	中村、小鉢
10	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、中村、平田、森田、園田、小鉢
11	木	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	教育長、課長、中村、平田、森田
11	木	第1回生徒指導推進協議会	13:00	教育センター	小鉢
11	木	学校給食献立作成会	14:00	有明公民館	塩田
12	金	A L T担当者会	15:30	森岳公民館	中村
12	金	教科用図書採択第3回選定委員会	10:00	有明公民館	平田
12	金	島原市中体連理事会	13:30	森岳公民館	小鉢
12	金	小学校プール監視員救急法講習会(16)	14:00	島原消防署	森田
12	金	島原市・豊後高田市交流事業ホームステイ事前説明会	19:30	森岳公民館	課長、平田、森田、園田
17	水	非常勤職員年休取得説明会	9:00	森岳公民館	課長、中村、平田、塩田
18	木	豊後高田市職員事前視察	9:30	災害記念館ほか	平田、森田、園田
18	木	第3回海外訪問交流事業事前研修会	18:00	有明公民館	小鉢
18	木	島原南高歯科保健推進協議会	19:00	島原南高歯科医師会館	森田
22	月	イングリッシュキャンプ打合せ	9:30	舞岳山荘	中村
22	月	教科用図書採択第2回採択協議会	14:00	有明公民館	教育長、立花委員、平田、森田、園田、塩田
23	火	令和元年度就学相談担当者等研修	10:00	教育センター	園田
23	火	定例記者会見	11:00	外港庁舎	平田
24	水	社会を明るくする運動弁論大会	11:00	サブアリーナ	課長
25	木	島原市学校保健会総会	14:00	有明総合文化会館	教育長、課長、森田
25	木	小学生イングリッシュキャンプ(～26日)	9:30	舞岳山荘	教育長、次長、課長、平田、中村、森田、園田
26	金	中学生海外訪問出発式	9:00	森岳公民館	教育長、次長、課長、平田、小鉢
27	土	長崎県中学校体育大会(～29日)	8:00	かきどまりほか	教育長、課長、中村、小鉢
29	月	島原市小学校外国語教育研修会	9:30	杉谷公民館	平田、森田、園田
29	月	通学路安全推進会議(通学路の合同点検)	13:00	三会・安中地区	森田
29	月	四小芝生化現地研修	17:00	第四小学校	平田
30	火	中学生海外訪問交流事業(～8/3)	9:00	香港	次長、小鉢
30	火	結核対策委員会	19:00	霊丘公民館	課長、森田
31	水	新規A L T出迎え	10:00	長崎空港	中村

島原市教育委員会 8月定例会報告事項

【令和元年7月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	月	社会を明るくする運動リーフレット配付	6:50	島原駅	教育長、課長、藤井
1	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
4	木	島原城保存活用計画策定等に係る学芸文化課との協議	9:30	長崎県庁	課長、中村、宇土
5	金	青少年育成市町民会議連絡協議会	14:00	長崎市	藤井、宮崎市青少協会長
8	月	「市長を囲む地域懇談会」の提案・要望に関する検討会	9:00	外港庁舎	教育長、次長、課長
8	月	少年センター立入調査	15:00	市内一円	課長、藤井、入江指導監
10	水	島原半島社会教育連絡協議会総会	14:30	霊丘公民館	課長ほか社会教育課員
11	木	姉妹都市等交流事業（富士登山）説明会	18:00	杉谷公民館	教育長、次長、課長、藤井、小山
16	火	公民館事務員研修会	10:00	災害記念館	藤井、公民館事務員7人
16	火	少年センター運営協議会	15:00	森岳公民館	教育長、次長、課長、藤井、入江指導監
16	火	市勢振興計画策定に向けたヒアリング	16:40	外港庁舎	藤井、中村、林田
17	水	島原図書館協議会	10:00	島原図書館	課長、藤井、松本指導員
18	木	社会教育担当者会	9:30	森岳公民館	課長、藤井、松本指導員
18	木	指定管理者選定委員会	13:30	外港庁舎	課長、中村
18	木	市美術展第1回運営委員会	19:00	森岳公民館	課長、藤井、小山
22	月	公民館運営審議会	13:30	有明文化会館	教育長、課長、藤井、野口指導員
23	火	鉄砲町（伝建導入推進地区）文化庁調査官視察	13:00	下ノ丁界隈	課長、中村、宇土、林田
24	水	社会を明るくする運動第65回中学・高校生弁論大会	12:30	島原復興アリーナ	市長、教育長、課長、藤井、松本指導員
29	月	スクールキッズ開講（森岳・霊丘・白山地区）	8:40	各地区公民館	課長以下全員
30	火	スクールキッズ開講（三会・杉谷・安中・有明地区）	8:40	各地区公民館	課長以下全員
30	火	島原市青少年健全育成連絡協議会総会	19:30	森岳公民館	教育長、課長、藤井
※ 各地区にて高齢者学級7回（担当：野口）・婦人学級8回開催（担当：松本）					
※ 夏休み稽古館3回（担当：松本）					

【付記事項】

6	土	「社明運動」白山地区懇談会	10:00	白山公民館	市長、大川
7	日	杉谷地区町内対抗ソフトボール大会	8:00	杉谷運動広場	市長、芦塚
7	日	「社明運動」霊丘地区懇談会	10:00	霊丘公民館	教育長、水田
12	金	「社明運動」三会地区懇談会	19:15	三会公民館	課長
19	金	島原文化連盟理事会	14:00	森岳公民館	課長
22	月	「社明運動」森岳地区懇談会	19:30	森岳公民館	課長
24	火	森岳地区市長を囲む地域懇談会	19:00	森岳公民館	教育長、次長、課長

教育委員会 8月定例会 報告事項

〔7月〕

（スポーツ課）

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
9	火	中尾川河川敷除草作業	9:00	中尾川河川敷	太田、入江
9	火	ジュニアスポーツ出発式・説明会	19:00	有明公民館	教育長、次長、スポーツ課員
11	木	V・ファーレン長崎タウン推進課 来庁	9:00	教育長室	教育長、浅田、荒木
12	金	市民体育祭実行委員会	19:00	有明文化会館	市長、副市長、教育長、次長、スポーツ課員
12	金	ラグビーWCセキュリティの組織委員会視察	午後	平成町多目的広場	中島
16	火	第7次島原市市勢振興計画前期基本計画策定ヒアリング	15:40	外港庁舎	中島
17	水	学生駅伝実行委員会	14:00	有明公民館	副市長、教育長、次長、課長、入江、太田
18	木	第2回指定管理者選定委員会	15:35	外港庁舎	課長、中島
19	金	9月補正予算ヒアリング	11:00	折橋庁舎	課長、中島
22	月	健康づくり推進協議会幹事会	13:30	保健センター	課長、中島
23	火	東京2020ホストタウン連携事業打ち合わせ	10:00	モスバーガー	中島、太田
23	火	7月定例記者会見（市長杯少年サッカーフェスティバル）	11:00	外港庁舎	入江
24	水	しまばら体操指導 有明元気会	13:30	有明保健センター	入江
24	水	全国大会出場選手激励会（島原JHS男子ソフトボールクラブ）	17:00	外港庁舎	市長、課長、荒木
25	木	九州大会出場選手激励会（三之沢少年ソフトボールクラブ）	17:00	外港庁舎	市長、課長、荒木
26	金	島原市長杯争奪第13回西日本中学硬式野球島原大会 開会式	16:00	市営球場	教育長
26	金	島原市長杯争奪第13回西日本中学硬式野球島原大会 懇親会	19:00	南風楼	教育長
28	日	市民親睦ソフトバレーボール大会	9:00	霊丘体育館	教育長、荒木
30	火	有明庁舎避難訓練	9:30	有明庁舎	市職員
31	水	日体大ジュニア派遣事業（～8/2）	5:30	有明公民館発	太田、荒木、園田（学校教育課）

令和元年 8 月行事予定表

令和元年 8 月 6 日現在

- 太字ゴシック 教育委員出席予定
- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	木	九州地区市町村教育委員研修大会～2日まで 13：00 大分市 ◎	7/30(火)～8/3(土)中学生海外訪問交流事業(香港) ○	スクールキッズ閉講式 11:35 森岳・霊丘・白山地区公民館 △	日体大ジュニア派遣事業 (7/31～8/2)
2	金	長崎県及び県議会への要望活動10：30県庁△ 市長を囲む地域懇談会 三会公 19：00 ◎	7/30(火)～8/3(土)中学生海外訪問交流事業(香港) ○	スクールキッズ閉講式 11:35 三会・杉谷・安中・有明地区公民館 △	日体大ジュニア派遣事業(7/31～8/2)
3	土		7/30(火)～8/3(土)中学生海外訪問交流事業(香港) ○		くすのきカップ小学生バレー大会開会式8:45有明体育館◎ 第8回くすのきカップ小学生バレーボール大会反省会19:00◎
4	日				親子孫ソフトテニス大会8:30総合運動公園庭球場◎
5	月	島原市奨学生及びもどってこんね奨学生審議委員会 13:30 議会会議室 ◎△		姉妹都市等交流事業出発式 7:00 有明庁舎 ◎○△	
6	火	8月定例教育委員会 13：30 有明庁舎相談室◎○△			
7	水			姉妹都市等交流事業到着式 20:00 有明庁舎 ◎○△	スペインハンドボールブラスケス会長(オリンピック副会長)訪問予定(～8日)
8	木		島原市・豊後高田市兄弟校交流校児童会交流事業市長表敬訪問 15:00 有明総合文化会館 ◎○△	社会教育委員の会 14:00 有明公民館 △	スペインハンドボールブラスケス会長(オリンピック副会長)訪問予定(～8日)
9	金		島原市・豊後高田市兄弟校交流校児童会交流事業 各校交流会 ◎○△	例規審査委員会 13:30 外港庁舎 △ 第2回市美術展運営委員会 19:00 有明公民館 △	
10	土		島原市・豊後高田市兄弟校交流校児童会交流事業見送り式 9:45 雲仙岳災害記念館 ◎○△		
11	日				
12	月	山の日 	山の日		
13	火				
14	水				
15	木				
16	金				バレーボールV1リーグ「大分三好ヴィセアドラー」歓迎セレモニー13:30外港庁舎◎ Vリーグ大分三好ヴァイセアドラーキャンプ(16～18)アリーナ
17	土				島原市長杯サッカーフェスティバル (～19日) 9：30平成町多目的広場 市長◎○△ Vリーグ大分三好ヴァイセアドラーキャンプ(16～18)アリーナ
18	日				夏の体操教室 開会式9:00島高体育館◎ 島原市長杯サッカーフェスティバル(～19日) Vリーグ大分三好ヴァイセアドラーキャンプ(16～18)アリーナ
19	月			長崎県社会教育研究大会 13:30 長崎市 △	島原市長杯サッカーフェスティバル(～19日) Vリーグ大分三好ヴァイセアドラーキャンプ(16～18)アリーナ
20	火				令和元年度長崎県体育施設協会総会13:00△
21	水	市長を囲む地域懇談会 霊丘公民館 19:00 ◎○	島原市教育講演会 14:30 島原復興アリーナ サブアリーナ ◎△	社会教育担当者会 9:30 杉谷公民館 △	
22	木		ユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプ 開講式 10:00 舞茸山荘 ◎△ (22～23日)	市勢振興計画審議会「部会」9:00 外港庁舎 △	
23	金	市長を囲む地域懇談会 白山公民館 19:00 ◎○	ユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプ 閉講式 10:40 舞茸山荘 ◎△ (22～23日)		
24	土				
25	日	校庭芝生除草作業 8：00 第四小運動場 △			
26	月	入札監視委員会 14:00 外港庁舎	中学生海外訪問交流事業報告会 10:00 有明文化会館 ◎○△	姉妹都市等交流事業報告会 10:00 有明文化会館 ◎○△	ジュニアスポーツ派遣事業報告会10:00文化会館◎○△
27	火		親子粘土教室13:30島原復興アリーナ サブアリーナ◎△	文化財保護行政主管課長・担当者会議 10:30 長崎県庁 △	
28	水				
29	木				
30	金	条件付職員最終面接 9:00 外港庁舎 ◎			
31	土			県地域婦人団体研究大会(島原大会) 13:30 島原文化会館 ◎○△	

○島原市立小・中学校防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、島原市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領（平成20年10月29日施行）に定める事項のほか、島原市立小・中学校(以下「各学校」という。)の防犯カメラ及び記録装置（以下「防犯カメラ等」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 教育委員会は、学校の安全確保及び犯罪の予防を目的として防犯カメラ等を設置する。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラ等の適正な設置及び運用を図るため、各学校に防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、当該学校長をもって充てる。

2 管理責任者は防犯カメラ等の操作を行わせるため、各学校に防犯カメラ操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置き、当該教頭をもって充てる。

3 操作取扱者は、管理責任者の指揮監督を受け、防犯カメラ等の操作等運用に関する事務を行う。

(撮影区域)

第4条 防犯カメラ等は、原則として校門その他の学校内で不審者の侵入監視が必要と認められる場所を撮影するものとする。

(設置場所等)

第5条 この基準を適用する各学校防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

(防犯カメラ設置の表示)

第6条 管理責任者は、学校内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の表示をするものとする。

(画像の保存等)

第7条 画像の保存期間は、原則として1か月間(法令に基づく手続により照会等を受けた場合にあっては必要な期間)とする。

2 前項の保存期間を経過した画像は、速やかに消去するものとする。

3 画像は、編集又は加工をしてはならない。

(画像の利用)

第8条 教育委員会は、記録された画像を第2条の設置目的以外のために利用しないものとする。

(提供申請及び許可)

第9条 島原市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領第9条各号のいずれかの目的でデータの提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、島原市小・中学校防犯カメラデータ提供申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる事項を記載のうえ、教育長へ提出しなければならない。

- (1) 提供を受けようとする者の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (2) 提供を受けようとする目的及びその理由
- (3) 提供を受けようとするデータの内容

2 教育委員会は、前項の規定による申請書を受理し、利用目的等を審査のうえ適正と認めたときは、申請者へ島原市小・中学校防犯カメラデータ提供許可書（様式第2号）を交付し、データの提供を行うものとする。この場合において、提供するデータは、必要最小限の範囲とする。

3 教育委員会は、前項の許可をする場合は、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) データを適正に管理すること
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと
- (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和元年7月17日から適用する。

島原市小・中学校防犯カメラデータ提供申請書

年 月 日

島原市教育長 様

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

島原市小・中学校防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準第 9 条の規定により、データの提供について申請いたします。

利用の目的 及 び 理 由	
データの内容	

- ※添付書類
- ・法令の写し
 - ・本人の同意書
 - ・その他必要な書類

様式第2号（第9条関係）

島原市小・中学校防犯カメラデータ提供許可書

年 月 日

団 体 名

代表者 様

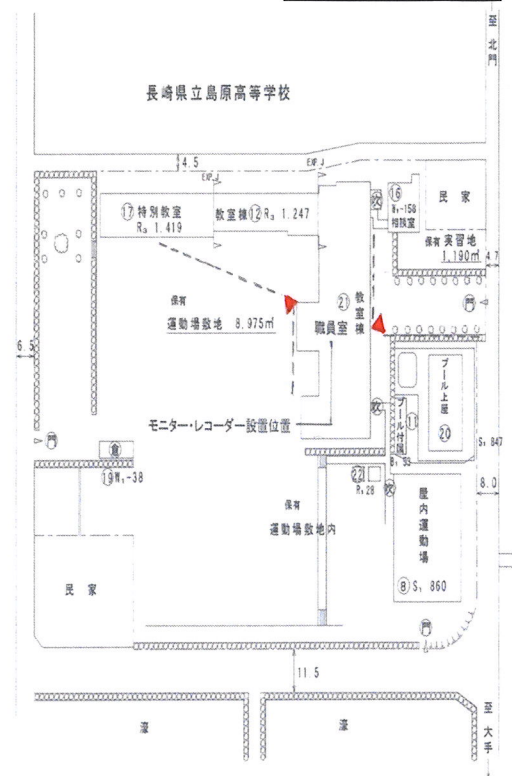
島原市教育長

年 月 日付けで申請がありました島原市小・中学校防犯カメラのデータにつきまして、下記のとおり提供いたします。

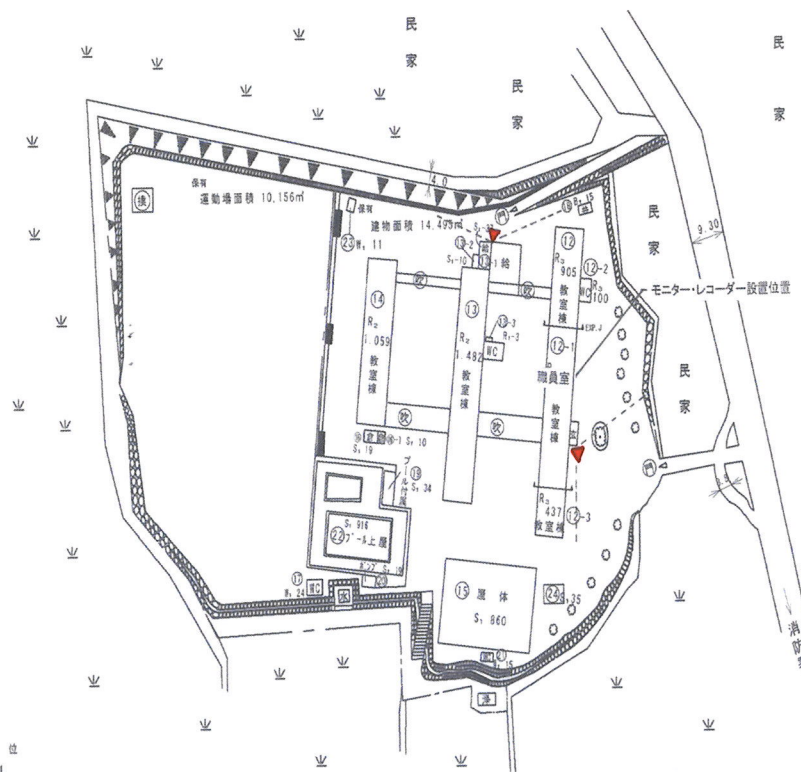
利用の目的 及 び 理 由	
データの内容	
提供の条件	1. データは適正に管理すること。 2. 目的以外の利用及び第三者への無断提供は行わないこと。 3. 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

別表 1

第一小学校



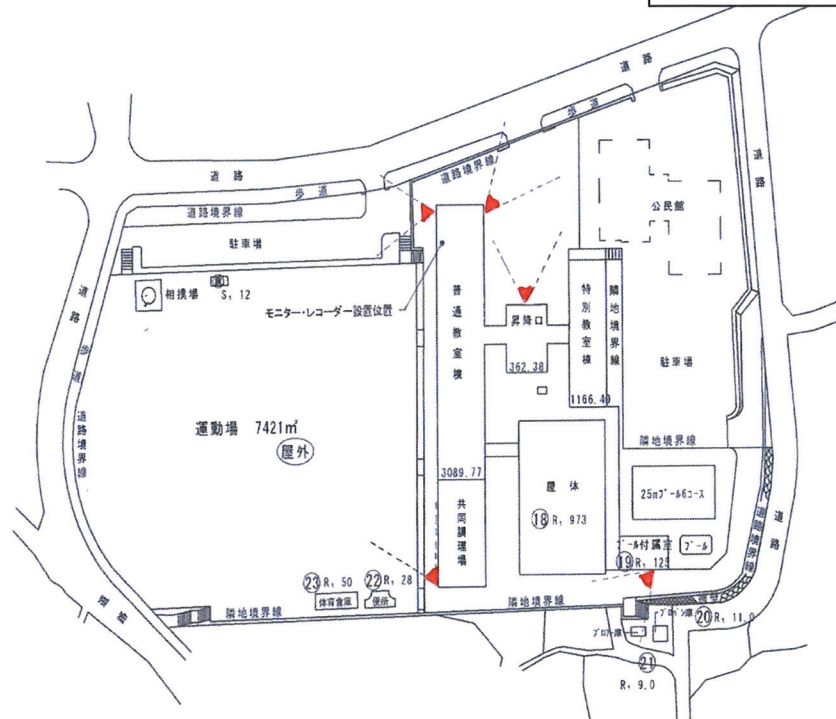
第二小学校



第三小学校



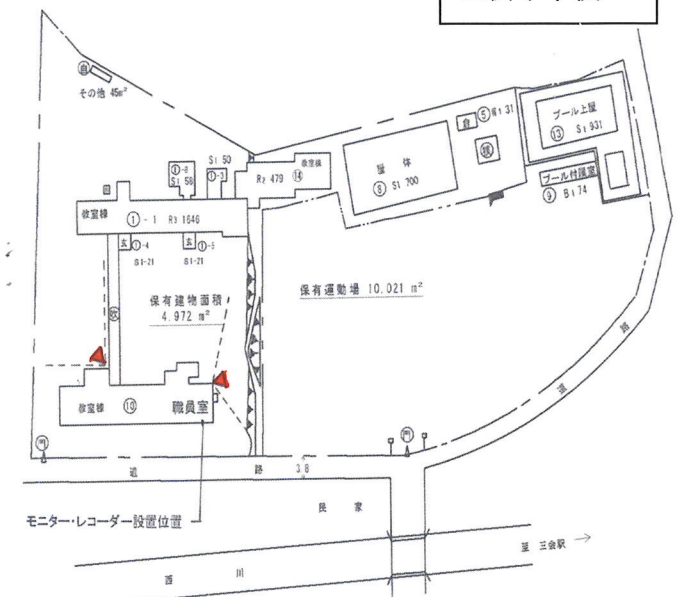
第四小学校



第五小学校

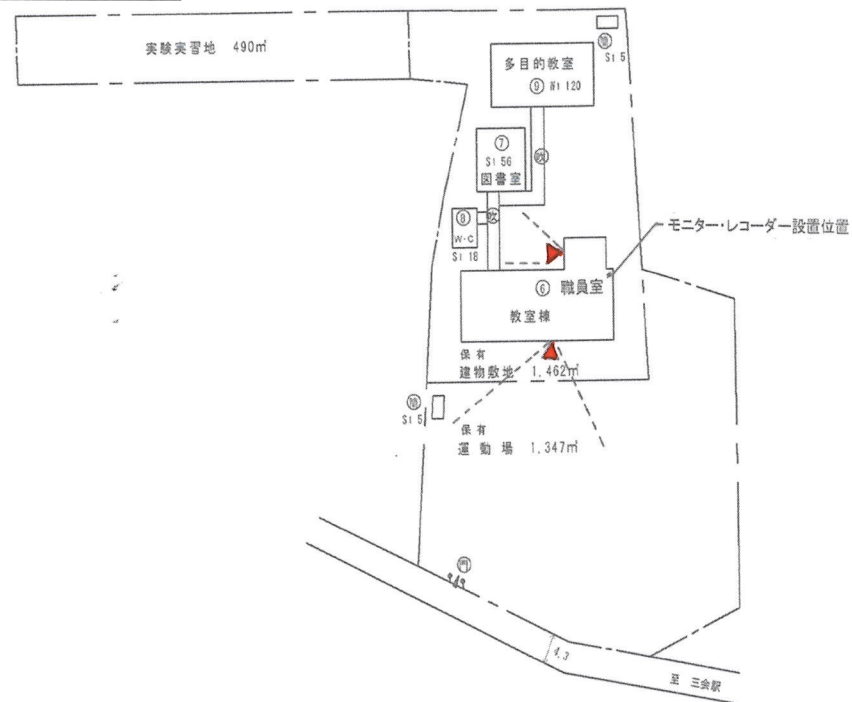


三会小学校

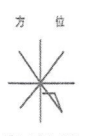


別表 2

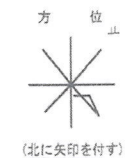
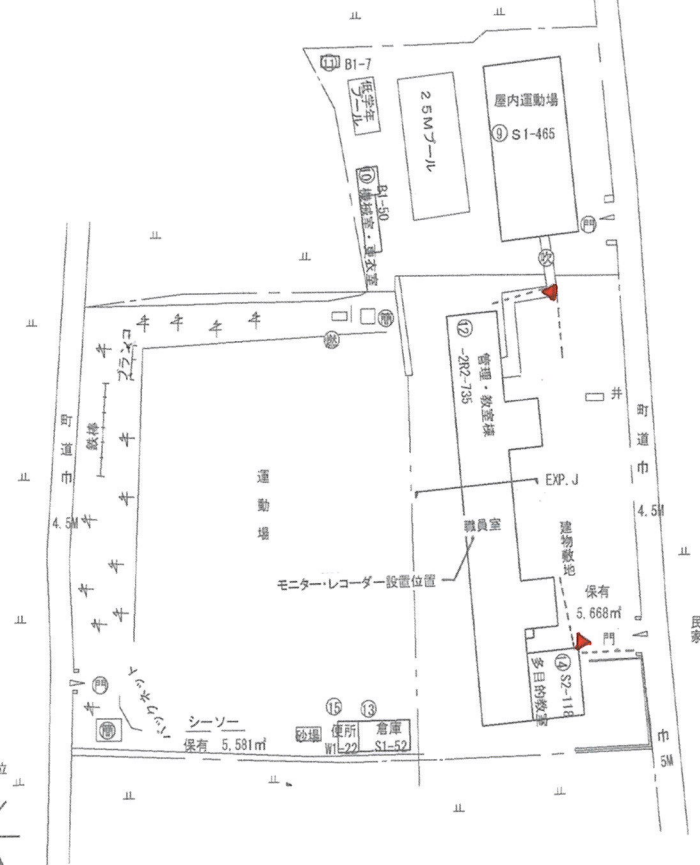
長貫分校



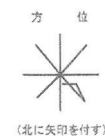
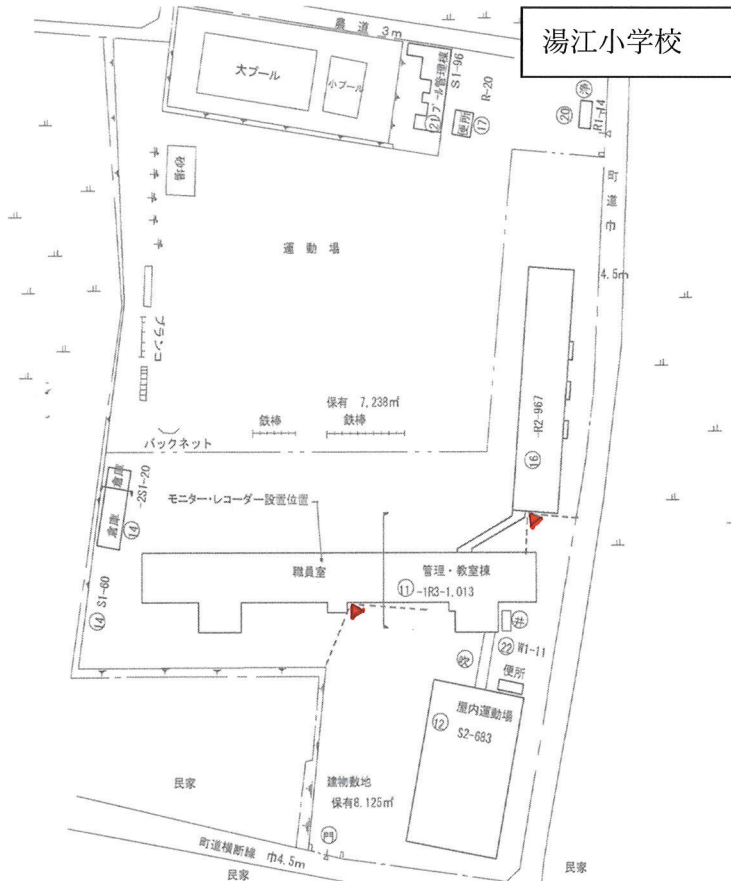
大三東小学校



高野小学校



湯江小学校

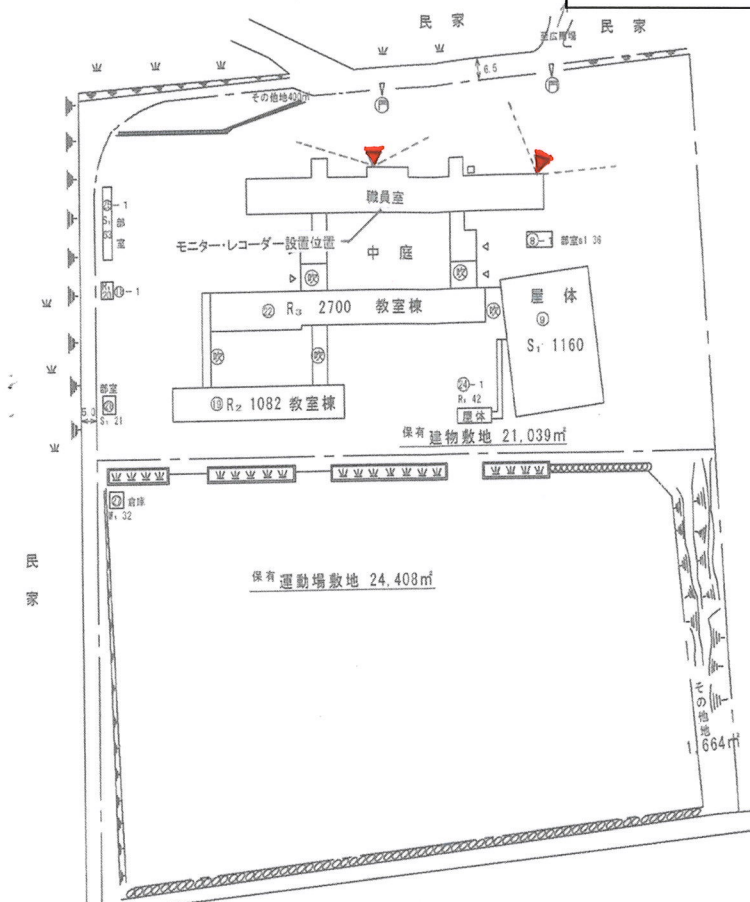


別表 3

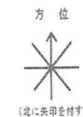
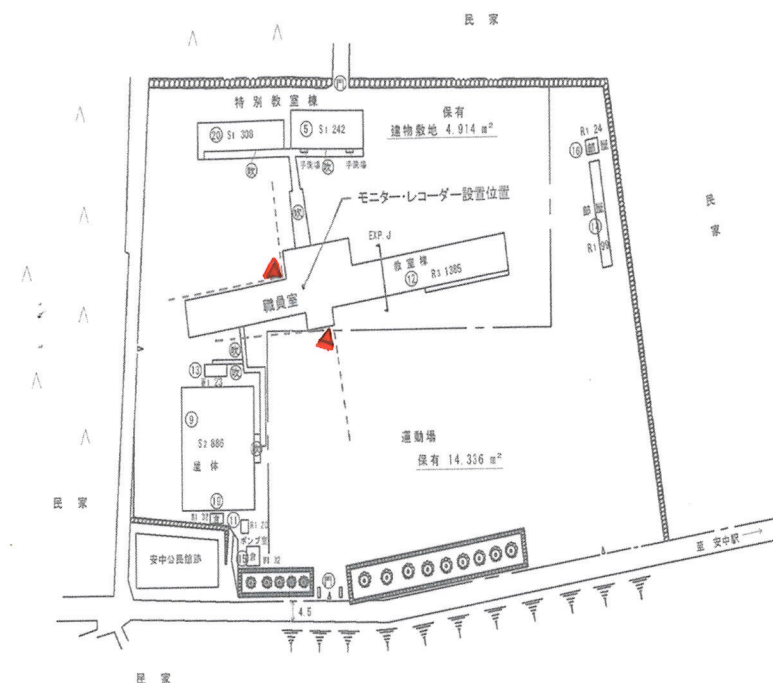
第一中学校



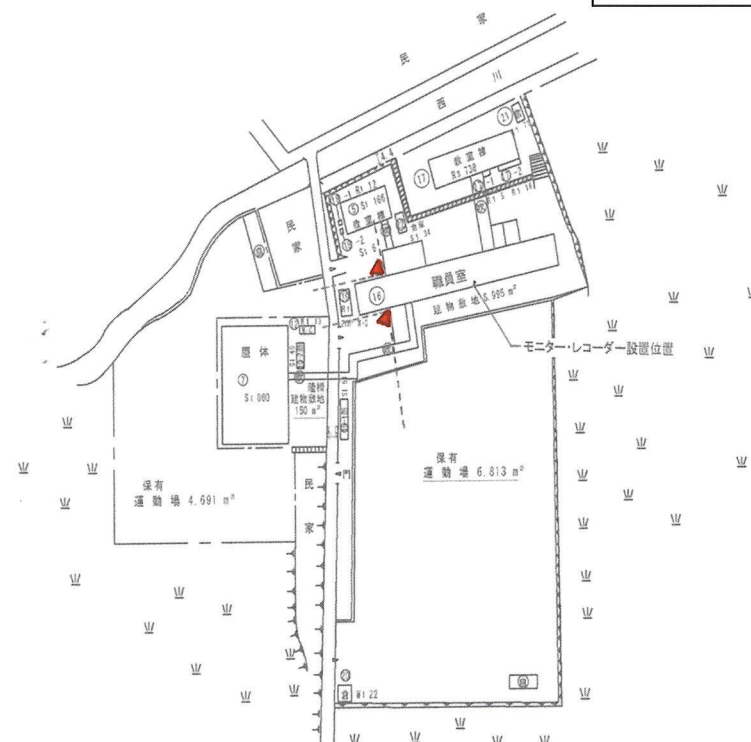
第二中学校



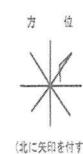
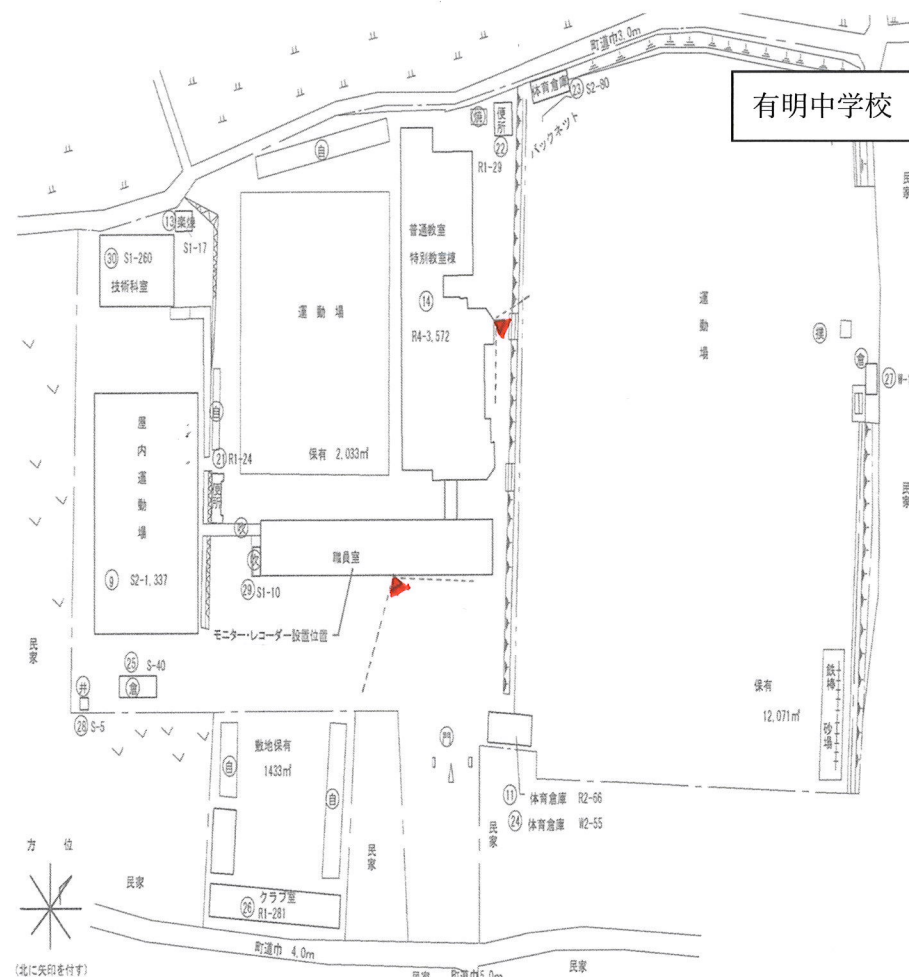
第三中学校



三会中学校



有明中学校



島原市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、島原市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保し、市民等の権利利益を保護するための必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ等

「防犯カメラ等」とは、犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があり、録画装置のあるものをいう。

(2) 個人情報画像

「個人情報画像」とは、防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。

(3) 実施機関

島原市個人情報の保護に関する条例（平成16年島原市条例第1号）第2条第1項第2号に規定する実施機関をいう。

(4) 防犯カメラ等の運用

「防犯カメラ等」により撮影若しくは監視を行い、又は防犯カメラ等により撮影された画像（以下「画像」という。）の記録、保管、再生、複製、印刷、外部提供、目的外利用若しくは消去（画像を記録した媒体の廃棄を含む。）を行うことをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民等がその容ぼう及び姿勢をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラ等の設置及び運用に関し、必要な措置を講じるものとする。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、防犯カメラ等の画像から知り得た市民等の情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(防犯カメラ等の設置)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、設置目的を明確にし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 防犯カメラ等の設置台数は、設置目的を達成するために必要最小限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラ等による撮影範囲は、設置目的を達成するために必要最小限の撮影範囲となるように設置すること。

(防犯カメラ等の設置の表示)

第5条 実施機関は、撮影対象区域内の見やすい場所に、次に定める事項を容易に視認できる方法により表示するものとする。

- (1) 「防犯カメラ設置中」、「防災カメラ設置中」、「施設管理用カメラ設置中」等の防犯カメラ等を設置している旨
- (2) 管理責任者の職名及び連絡先

(画像表示装置及び録画装置の設置場所)

第6条 実施機関は、画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、実施機関の職員以外の者等が見通せない場所に設置するものとする。

(管理責任者の設置等)

第7条 実施機関は、防犯カメラ等による個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
- 4 管理責任者の責務は、次のとおりとする。
 - (1) 画像により知り得た情報の漏えい、または不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。
 - (2) 操作取扱者に対する指導、監督に関すること。
 - (3) その他画像の適正な取扱いに関すること。

(個人情報画像の保存)

第8条 個人情報画像の保存は、次に掲げるところによるものとする。ただし、市民等から画像の開示請求があった場合においては、この限りではない。

- (1) 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。
- (2) 実施機関は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複写してはならないものとする。
- (3) 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体(以下「記録媒体」という。)を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (4) 実施機関の個人情報画像の保存期間(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間)は、漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理を徹底するためには、極力短期間の保存とすることが望ましいことから、原則として14日間以内の必要最小限度の期間とするものとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。
- (5) 実施機関は、保存期間を経過した個人情報画像について、漏えい防止のため、これを確実にかつ速やかに消去するものとする。
- (6) 実施機関は、記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

(個人情報画像の利用及び提供の制限)

第9条 個人情報画像は、次に定める場合を除き、設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に閲覧させ、提供してはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産に差し迫った危険があり、緊急の必要性があるとき。
 - (4) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のための情報提供を求められたとき。
- 2 画像の提供を行うときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

(委託に伴う措置)

第10条 実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理を委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行うものを含む。以下同じ。）するに当たっては、防犯カメラ等による個人情報画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

（苦情の処理）

第11条 実施機関は、防犯カメラ等の設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

（運用基準の策定）

第12条 防犯カメラ等の設置者は、当該防犯カメラ等の設置及び運用について、次の事項等に関する基準を設け、防犯カメラ等の設置及び運用が適切なものとなるよう努めるものとする。

- （1）防犯カメラの設置目的
- （2）防犯カメラの管理責任者の指定
- （3）防犯カメラの設置台数について
- （4）防犯カメラの撮影区域について
- （5）防犯カメラの設置の表示について
- （6）画像データの保存・取扱いについて
 - ア 画像データの保存期間について
 - イ 画像等の管理方法について
 - ウ 画像データの消去方法について
- （7）その他防犯カメラ等の設置、運用等を適切に行うために必要な事項について

附 則

この要領は、平成20年10月29日から施行する。